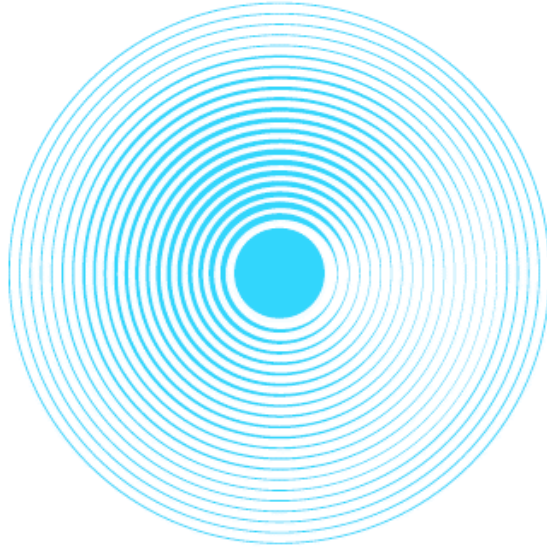


注：

本資料はDeloitte & Touch LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問合せください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



目次

- はじめに
- 環境目的の会計及び報告への潜在的な示唆
- 見積りの作成及び仮定と見積りの一貫性の維持
- 長期性資産の利用及び回収可能性
- 棚卸資産
- 税金
- リース
- 保険回収
- 金融商品及び契約資産
- 環境債務
- 資産除却債務
- 報酬契約
- 環境クレジット
- SEC気候関連開示

## 環境イベントや活動に関する財務報告上の考慮事項

### はじめに

環境、社会、ガバナンス (ESG) の問題がニュースでよく取り上げられるようになりました。同時に、投資家、格付け機関、貸し手、規制当局、政策立案者、及びその他の利害関係者は、これらの問題にますます焦点を当ててようになってきています。加えて、FASB、SEC、及びCAQはいずれも、財務諸表作成者と監査人の双方に対して、環境問題を考慮することの重要性に関する情報<sup>1</sup>を公表しています。

さまざまな関係者のESGへの関心が高まっていることを踏まえ、ほとんどすべての業界の企業が、これらの問題が自社の事業戦略、事業運営、及び長期的な価値にどのような影響を与えるかを検討しています。企業がESGの状況の変化に関連する事業戦略を策定する際には、財務諸表の作成においてESGの考慮事項を取り入れる必要があります。その際、環境イニシアチブに関連する計画やコミットメントが、サステナビリティ報告と財務諸表作成の両方において一貫した方法で検討されることを確保すべきです。例えば、炭素排出の削減を計画している企業は、財務諸表を作成する際に、資産の耐用年数、資産の減損、資産除去債務 (AROs)、その他の負債、及び現行の米国会計基準に基づく開示要件などの項目について、当該計画の影響があれば評価すべきです。

<sup>1</sup> 2021年3月19日付 FASBスタッフ・エデュケーション・ペーパー「財務会計基準との環境・社会・ガバナンス問題の交差」、2010年2月2日付 SEC解釈指針「気候変動に関する開示にかかる委員会ガイダンス (以下「2010年解釈指針」という。)、2021年3月15日付「気候変動の開示で歓迎されるパブリック・イニシアチブ」、2021年9月9日付CAQ白書「監査済み財務諸表と気候関連リスクに関する検討」をご参照ください。

企業はまた、複雑な会計上の問題を含む、高度な判断を必要とする、又はその両方を伴う気候関連の目的に関連した特定の取り決めまたは取引を実行する可能性があります。例えば、企業がサステナビリティ債券やVPPA (Virtual Power Purchase Agreement)を含む取引を行う場合、これらの取引に組込デリバティブが含まれるかどうかを評価する必要があります。同様に、企業固有の環境指標の達成に関連する報酬制度のような、気候関連の目的を持つ他の種類の取引についても、企業はそのような指標を達成する確率を評価することを求められる場合があります。

さらに、多くの企業は、炭素排出削減の目標や目的を達成するために環境クレジットを使用しています。このようなクレジットは、さまざまなセクターや業界の企業で人気が高まっていますが、米国会計基準では環境クレジットが明示的に扱われていないため、その会計や報告に関して疑問が生じています。このような問題には、環境クレジットが資産であるかどうか、資産である場合にはどのように分類すべきか、減損テストの対象とすべきかどうか、企業が炭素排出量を相殺するためにクレジットの使用に関連する費用をいつ計上すべきかなどが含まれます。2022年5月、FASBは、環境クレジットの会計処理に取り組むためのプロジェクトを議題に追加しました。

近年、SECは公開会社の提出書類の審査においても気候関連の開示に焦点を当てようになっており、その中には、公開会社から提供された情報がSECの2010年のInterpretive Releaseとどの程度一致しているかの評価も含まれています。2021年9月22日、SECの企業財務部門は、気候関連開示に関して公開会社にどのようなコメントを出すかを示すサンプルレターを公表しました。昨年中に、SECは全業界の多くの登録企業数に対してコメントレターを発行しました。

2022年3月、SECは登録企業に対し、(1) 特定の気候関連の財務影響及び支出指標、並びに監査済み財務諸表内の財務上の見積り及び仮定に対する影響に関するディスカッション、及び(2) 監査済み財務諸表外の年次報告書における特定の温室効果ガス (GHG) 指標及び定性的情報の開示を義務付ける規則案<sup>2</sup>を発表しました。SECは今後数カ月以内に最終規則を発表する予定であるため、企業は気候関連のSEC報告要件、特にSEC提出書類の事業、リスク要因、MD&A、及び営業成果のセクションに関連する要件に留意する必要があります。

気候関連の問題に関する最近のSECのコミュニケーションの詳細については、Deloitteの[2021年9月27日](#)および[2022年3月21日](#) (2022年3月29日更新)付記事、*Heads Up newsletters*をご参照ください。

このFinancial Reporting Alertは、既存の会計ガイダンスおよび現在の規制環境に照らして、気候関連事項が企業の財務会計および財務報告に与える潜在的な影響を検討します。これらの影響は、関連する規制上の義務、法律上の義務、及び契約上の義務などの要素とともに企業の業界によって異なりますが、すべての企業は環境関連の財務会計及び財務報告への影響を評価すべきです。本書の残りの部分は、これらの問題に対処することを意図しています。

## 環境目的の会計及び報告への潜在的な示唆

さまざまな業界の企業が、気候変動が自社の事業に及ぼす影響に対処する計画について公式声明を発表し始めており、最近のニュースの見出しでは、例えば、「A社は2030年までにカーボンニュートラルを約束する」、「B社は2040年までに温室効果ガスの排出量を90%削減することを約束する」など、これらの声明が強調されることがよくあります。その結果、そのような記載に関する会計及び開示の考慮事項について問題提起がなされています。このような考慮事項は、企業の気候関連の公式声明、計画及び行動の具体的な事実及び状況に依存しますが、本章では、会計及び開示の影響を評価するための重要な考慮事項に焦点を当てています。

<sup>2</sup> SECの提案規則 No. 33-11042、「投資家のための気候関連開示の強化及び標準化」

この評価を行う前に、経営者(すなわち、適切な権限を有する者)の計画及び行動が、その特定の公式声明(例えば、前項の二社が作成したもの)とどのように整合しているかを理解することが重要となります。これらを理解することにより、企業は、資産が減損しているか、契約上の負債が存在しているかなど、純資産に対する影響をより評価することができるようになります。例えば、A社はカーボンニュートラルを実現するための計画の一環として、内部で生成されたものであれ購入されたものであれ、一定レベルのカーボンオフセットを提供することが要求される管轄区域又は業界で活動する可能性があります。政府の規制の事実及び状況、及びA社の具体的な活動によっては、A社の炭素排出量のカーボンオフセットを提供する義務は、記録され、潜在的に開示される、又はその両方の必要がある負債をもたらす可能性があります。コンプライアンスプログラムにおける環境クレジット負債に関する詳細は、[環境クレジット](#)セクションをご参照ください。

## 資産への影響評価

企業は、既存の会計基準に照らして、気候関連の公式声明及びそれを支援する計画及び行動が、事業の様々な側面並びにそれらの計画の関連する会計上の影響にどのように影響するかを評価すべきです。例えば、B社が、現在の製造設備をより温室効果ガスの排出が少ない新たな技術や設備に置き換えることによって、温室効果ガスの排出を削減することを計画している場合には、既存の製造設備の回収可能性に関連するトリガー<sup>3</sup>が発生したかどうかを評価するとともに、既存の製造設備の現在の耐用年数が適切であるかどうかを再評価します。さらに、B社が既存の設備によって生産された製品ラインを含む報告単位に関連するのれんを有する場合には、将来の製造プロセスが異なる利益率をもたらすかどうかを評価すべきです。将来の利益率の低下は、報告単位の予想将来キャッシュ・フローに影響を与え、最終的には企業ののれん減損テストの結果が変わる可能性があります。詳細については“[長期性資産の利用と回収可能性](#)”、“[環境債務](#)”及び“[資産除去債務](#)”の項をご参照ください。

## 負債の発生の評価

企業は、気候関連の問題に対処するための契約上の義務を有しているか否かを検討することに加えて、政府若しくは規制当局の行為又は企業自身の公式声明、計画若しくは行為が、財務諸表における会計処理又はその両方を必要とするその他の法的債務又は推定的債務を生じさせる可能性があるか否かを検討すべきです。

FASB概念書8の第4章<sup>4</sup> (2021年12月公表) のパラグラフE38は負債の2つの本質的な特徴を示しています。

1. 現在の債務である。
2. この債務は、企業が他者に経済的利益を移転又はその他の方法で提供することを要求する。

ここでは、この2つの特徴について説明します。

<sup>3</sup> 長期性資産(資産グループ)の回収不能を示す事象又は状況の変化の例については、ASC 360-10-35-21をご参照ください。FASB会計基準書(ASC)の名称については、デロイトの[トピックスのタイトルおよびFASB会計基準書のサブトピック](#)をご参照ください。

<sup>4</sup> FASB 概念書8, 財務報告の概念フレームワーク 第4章, 財務諸表の要素

## 特徴1 – 現在の債務

現在の債務が存在するかどうかの評価において、法律上の義務が存在するかどうかの決定は、しばしば明白です。しかしながら、ASCマスター用語集における「法的債務」という用語の定義は、そのような義務は「現行の、又は制定された法律、制定法、条例、書面又は口頭による契約、あるいは約束的禁反言の主義に基づく契約の法的解釈によるもの」によって確立され得ることを認めています。企業が特定の活動を行う意図について公衆を含む第三者と約束をした場合、その企業が「約束された者が約束に依拠することが合理的に期待され、実際に、約束された者が約束に依拠して不利益を被った場合、約束した者は、無対価でなされた当該約束を実行しなければならないことがあるという原則」として定義される約束的禁反言の法理に基づいて法的義務を生じさせたかどうかを判断するために、重要な判断が必要となる可能性があります<sup>5</sup>。

企業は、現行の法律、規制及び契約上の義務並びに関連する解釈、事実及び状況に基づいて、法的義務の存在を評価すべきである。法律や法令の解釈の変化を予測してはなりません。法令の変更による影響は、新たな又は改正された法令が制定される期間において考慮されるべきです。さらに、公的声明が約束的禁反言の概念に基づく法的債務を創出したかどうかを判断する際には、企業は自らの具体的な事実及び状況を評価するために弁護士と緊密に協力すべきです。この判断の結果が不明確な場合は、その結論を裏付ける法的意見を求めるでしょう。

FASB概念書8第4章パラグラフE 43によると、「負債は必然的に他の当事者、社会又は法律と関連しています。相手方又は受領者の身元は、決済の時までに債務者に知られる必要はない。」とされています。さらに、パラグラフE 45は、負債の現在の義務は財務諸表日時点で存在していなければならない、「将来発生すると予想される取引又はその他の事象又は状況は、それ自体では今日の債務を生じさせない」と述べています。FASBは、概念書8第4章において、過去又は将来の取引又は事象を特定することから、「現在」に焦点を当てることに重点を移そうとしていました。

FASB概念書8第4章では、負債に対して現在義務を負うべき「企業は、法的又はその他の方法で、必ず実行又は行動しなければならない」と述べられています。例えば、多くの債務は法的に強制力のある契約や合意から生じる可能性があり、その結果、記載された負債が生じます。しかしながら、FASBはまた、推定的債務が「合意によって契約されるのではなく、特定の状況における事実から創造され、推論され、または解釈される」可能性があることも示しています。推定的債務を記述するにあたり、FASB概念書8第4章では、さらに「企業の過去の行動も現在の債務を生じさせる可能性がある」と述べています。

法的義務ではない推定的債務があるかどうかを判断する際には、重要な判断を行い、具体的な事実や状況を考慮しなければなりません。ある事象や状況(例えば、公式声明)が、負債として認識されるべき推定的債務の水準まで上昇するためには、企業は、その事象又は状況の結果として、将来の資産を犠牲にする義務を負わなければならない、将来の犠牲を回避するための裁量をほとんど又は全く有していません。企業が気候関連の公式声明、計画又は活動に関連する推定的債務を有しているかどうかの評価は、1回限りの評価であってはなりません；むしろ、企業は気候関連の取り組みが進展するにつれて、自らの事実及び状況を評価し続けるべきです。

<sup>5</sup> Black's Law Dictionary第7版で使用されている約束的禁反言の定義を引用している、ASC 410-20-20をご参照ください。

企業は、財務諸表に記録すべき(契約上、法律上、又は推定的)債務を有している、又は有する可能性があると判断した場合には、(1) 当該企業の債務が開始した時点、及び(2) 財務諸表日において当該債務が存在するか否かを慎重に検討すべきです。負債は過去の事象の結果として発生します。例えば、従業員が企業にサービスを提供した場合、企業は従業員にサービスの対価を支払う責任を負います。支払と引き換えにサービスを提供することは、一方の当事者が他方の当事者と商品またはサービスを交換する相互取引の例です(この場合において、支払と引換えにサービスを提供する従業員)。ただし、政府の行動又は企業の気候関連の公式声明、計画、又は活動の結果として生じる債務は、相互取引ではなく、一般市民又はその他の関連する利害関係者に対する債務である場合があります。企業が相互取引の結果ではない債務を負った時点の評価する際に、企業は重要な判断を行い、すべての関連する事実及び状況を考慮する必要があるかもしれません。例えば、企業の債務は、将来の炭素排出の結果として発生する可能性があり、これは財務諸表日の時点で債務が存在しないことを示す可能性があります。

### **特徴2:経済的利益の提供義務**

FASB概念書8第4章パラグラフE 54からE 60で概説されているように、負債の第2の本質的な特徴は、「債務は、企業が他者に経済的利益を移転または提供すること、又はその準備をすることを要求する」ことです。このような企業は、多くの場合、現金又はその他の資産を1つ又は複数の他の企業に譲渡しなければなりません。しかし、FASB概念書8第4章では、債務は「資産を使用する権利を付与すること、サービスを提供すること、その債務を別の債務に置き換えること、債務を持分に転換すること、又は特定の状況では、企業の株式を譲渡することなど、他の多くの方法で履行、充足、又は決済することができる」と述べられています。

### **環境クレジット債務に関する任意制度**

FASBスタッフは、2022年5月25日の会議(詳細は、[環境クレジット](#)セクションを参照)において、コンプライアンスおよび任意制度に対する環境クレジット負債の認識について議論しました。任意制度に関して、FASBスタッフは、FASB概念書8第4章パラグラフE 45に示されているように、企業が自ら課した義務の結果としてのみクレジットを取得し使用する場合、「企業の自己に対する債務は負債とはなり得ない」ため、負債が存在しない可能性があるとして述べました。このように、事実及び状況によっては、任意制度(すなわち、企業が、要求されるコンプライアンスプログラムの一部ではない環境クレジットの取り組みについて公式声明を出すものである)によっては、対外債務(例えば、契約上、法律上、又は推定的)が存在しないために負債を計上する必要が生じない場合があります。

### **開示に関する検討事項**

また、企業は、当期の財務諸表に記載すべき事項がないと結論付けた場合であっても、気候関連の公式声明、計画又は活動のいずれかを財務諸表に開示しなければならないかどうかを評価すべきです。ASC 275は、財務諸表利用者が主要なリスクや不確実性を評価するために役立つ情報を開示することを企業に要求しています。具体的には、ASC 275-10-50-1は、以下に関連するリスクと不確実性の開示を要求しています。

- a. 主要な業務が開始されていない場合には、企業が現在行っている活動を含む業務の性質
- b. 財務諸表作成における見積りの利用
- c. 重要な見積り項目
- d. 現時点で認識される集中による脆弱性

## 例

X社は、主要な製品ラインが大量の石油を使用する業界で活動しています。X社は、近い将来製品ラインが石油の使用から離れると予想しており、それは事業の性質に影響を与え、製品ラインは最終的に石油に依存しなくなると考えています。X社は、公式声明と整合的な方法で、代替燃料供給業者と積極的に協力してグリーンな代替燃料を特定し、その代替燃料が近いうちに利用可能になることを期待しています。X社は、その事実及び状況に基づいて、財務諸表に記載すべき現在の債務(契約上、法律上、又は推定的)又は他の財務諸表勘定への影響を有していないと結論します。しかしながら、X社はASC 275に従って、この主要製品ラインの将来に関するリスクと不確実性を開示することを要求される場合があります。

企業の計画又は活動が、ASC 275に従って開示しなければならないリスク又は不確実性をもたらすかどうかを評価するためには、企業は関連するすべての事実及び状況を考慮した上で専門的な判断を行わなければなりません。

さらに、企業は、気候関連の取り組みに関するいずれかの公表が、財務諸表に開示されなければならないコミットメントを生み出しているかどうかを評価すべきです。ASCのマスター用語集では、確定コミットメントを「双方が履行を求められ、通常は法的に執行拘束力のある、関連当事者以外との契約」であり、(1)「取引の価格及びタイミングを含むすべての重要な条件を全て定めており」、(2)「その合意を履行する可能性が非常に高くなるほどに、その合意に含まれている不履行にあたっての罰則が十分に大きいもの」と定義しています。

ASC 440は、財務諸表に記載されていない特定の状況を開示することを企業に要求しています。具体的には、[ASU 2016-02-6](#)<sup>6</sup>により改訂されたASC 440-10-50-1は、以下の開示を要求しています。

- a. 未使用信用状
- b. リース
- c. 貸出金の担保に供している資産
- d. 年金制度
- e. 累積優先株式配当金の延滞の有無
- f. 以下のコミットメント
  1. プラント取得のコミットメント
  2. 債務削減義務
  3. 運転資本の維持義務
  4. 配当制限義務

さらに、ASC 440-10-50-2では「無条件購入義務」の開示を要求しています。

これらの例は、開示されるべきコミットメントの網羅的なリストではなく、企業は、具体的な事実及び状況を評価し、ASC 440に従って財務諸表に開示すべきコミットメントであるか否かを判断すべきです。

また、企業は偶発損失が発生する可能性が高いかどうか、合理的に見積もることができるかどうかを検討すべきです。その場合、ASC 450に基づき、具体的な開示が求められることがあります。ASC 450-20-25-2の基準に該当する場合、企業は、偶発事象の性質及び起こり得る損失又は損失範囲の見積り(又は見積りができない旨の記載)を開示すべきです。最近のコメントレターの傾向に基づいて、SECスタッフは、企業がASC 450の偶発損失開示要件を遵守していないという懸念を表明しました。例えば、企業に潜在的な損失の合理的な見積り又は計算、未払の請求、規制当局とのコンプライアンス協議、又は和解の申し出があるという事実は、損失の発生が合理的に見込まれ、開示が必要であることの証拠となり得ます。すべての報告期間において、企業は、この決定を行う際に、すべての事実及び状況を考慮すべきです。

<sup>6</sup> FASB 会計基準アップデート (ASU) No. 2016-02 「リース」(トピック842)

## 見積りの作成及び仮定と見積りの一貫性の維持

企業が気候関連の取り組みに焦点を当て、事業に変更を加える中で、適切な仮定の選択と信頼できる見積りの作成に関する課題に直面する可能性があります。それでもなお、米国会計基準では、様々な会計上の結論を基礎とする見積りを作成することが求められます。このような見積りを作成するために、企業は利用可能なすべての情報を考慮する必要があります。

さらに、企業は、複数の目的のために仮定又は見積りの使用を要求されることがあります(例えば、収益又はキャッシュ・フローの予測は、複数の減損テスト、繰延税金資産 (DTA) の実現可能性の評価、及び企業が継続企業として存続できるかどうかの評価において用いられる仮定であるかもしれません)。単一の仮定が複数の分析で使用される場合、米国会計基準のガイダンスが許可していない限り、企業は各分析で同じ仮定が用いられていることを検証すべきです。加えて、財務諸表以外の仮定及び見積り(例えば、サステナビリティ報告書)が、米国会計基準で要求される見積りを作成する際に用いられるものと整合的であることを検証すべきです。

企業は、(1) 前期からの仮定及び見積りの変更が適切であったか、又は (2) 前期に使用した仮定を更新又は変更しなかったことが当期において適切であったかを評価する際には、規制環境の変化を含む外部事象及び外部環境を考慮すべきです。

## 長期性資産の利用及び回収可能性

企業は、気候関連事項を検討する際には、自らの目標又は目的が自らの二酸化炭素排出量に及ぼす会計上及び報告上の影響を引き続き評価すべきです。

のれんを含む長期性資産や、その他の耐用年数が確定できない無形固定資産及び有形固定資産 (PP&E) の継続的な使用と回収可能性を評価するには、これらの目標又は目的をサポートするためにビジネスがどのように移行するかを理解することが重要です。これらの事業転換に基づいて、企業は資産の耐用年数の再評価又は資産 (資産グループ) の減損テストを行う必要があるかもしれません。

また、資産の減損がどのような順序で行われるか検討することも重要です。これにより、企業は当該資産をより大きな会計単位の減損テストに含める前に、必要な修正を確実に行うことができます。売却目的で保有されていない資産については、(1) 棚卸資産、収益契約の獲得又は履行のための資産化費用及び耐用年数が確定できない無形固定資産などのASC 360-10の適用範囲外の資産 (のれんを除く)、(2) ASC 360-10に準拠した長期性資産、及び (3) ASC 350-20に準拠したのれんの順序で減損テストを行う必要があります。

## のれん以外の耐用年数が確定できない無形固定資産

企業は、気候関連の取り組みの結果としての事業の変化を評価すべきです。なぜなら、これらは、企業の耐用年数が確定できない無形固定資産の価値に影響を与える可能性があるからです。ASC 350-30-35-4に記載されているように、耐用年数が確定できない無形固定資産とは、「報告企業のキャッシュ・フローに寄与すると見込まれる期間に予測可能な制限がない」ものをいいます。ブランド及び商標は、耐用年数が確定できない無形固定資産の一般的な例です。

耐用年数が確定していない無形固定資産については、毎年減損テストを実施しており、ASC 350-30に基づき当該無形固定資産が減損される可能性が高いことが事象や状況の変化により示された場合には、より頻繁に減損テストを実施しています。ASC 350-30-35-18 Bは、これらの事象又は状況の変化の例を示しており、これには、財務実績、法的又は政治的要因、企業固有の事象、及び産業又は市場の検討事項が含まれますが、これらに限定されません。この評価に基づき、無形固定資産の帳簿価額が公正価値を超える可能性が高いと判断した場合には、当該無形固定資産の公正価値を決定するための評価を行い、当該無形固定資産の帳簿価額が公正価値を超える部分について減損損失を認識します。

ブランド又は商標の測定にしばしば用いられる評価手法は、ロイヤルティ免除法です。この方法は、主に期待収益とロイヤルティ率に焦点を当てており、他の収益方法よりも少ない仮定で行われます。しかしながら、消費者がより環境に配慮した製品を購入しようとすることによる購買意思決定の変化のみならず、企業が現在の製品の生産・販売を継続しながら、社内の気候関連目標 (特定の期日までにカーボンニュートラルを実現することへのコミットメントなど) を達成する能力が変化することにより、製品に対する需要の変化が予想されるため、収益を予測することが困難になる可能性があります。企業は、耐用年数が確定できない無形固定資産の公正価値を測定するために使用されるロイヤルティ免除法又はその他の収益方法について、すべての必要な事

業及び評価の前提に関する最善の見積りを使用することが期待されます。

期中減損テストの必要性を評価することに加えて、企業はより環境に配慮した製品を生産する戦略に応じて、当該資産の予想される用途を変更した場合に発生する可能性のある、耐用年数が確定できないと分類される無形固定資産が、耐用年数が確定できると分類されるようになったことを示す指標があるかどうかを検討すべきです。

## 長期性資産

企業は、気候関連の取り組みを行うための事業の変更の結果として、(1) 収益の減少、(2) 費用の増加(すなわち、正味キャッシュ・フローの減少)、又は(3) その両方の状況の予測を検討すべきです。その場合、そのような変更は、企業が長期性資産の回収可能性をテストすべきであることを示す可能性があります。

企業は、ASC 360-10-35-21により、例えば「長期性資産 (資産グループ) の価値に影響を与える可能性のあるビジネス環境における異常な変更」が存在する場合など、「帳簿価額が回収できない可能性があることを示す事象又は状況の変化が発生したときはいつでも」、保有及び使用される資産として分類された長期性資産 (資産グループ) の回収可能性についてテストすることを要求されています。回収可能性テストを促す事象又は状況の変化は、一般的に「トリガー・イベント」と呼ばれています。企業が気候に焦点を当てた取り組みに合わせて事業を調整する際に、ASC 360-10-35-21に記載されている1つ又は複数のトリガー・イベントが発生する可能性があります。例えば、企業の事業や資産の性質に応じて、特定の製品ラインの段階的廃止 (及びそれを生産する関連資産) や、より環境に配慮した資産による製品の生産が決定される場合があります。気候関連の取り組みへの企業の対応の結果となるトリガー・イベントには、「規制当局による不利な措置又は評価を含む、長期性資産 (資産グループ) の価値に影響を及ぼす可能性のある法的要因又はビジネス環境の著しい悪影響」、又は「長期性資産 (資産グループ) が、以前に見積もった耐用年数の終了前に、売却又はその他の方法で大幅に処分される可能性が高いという現在の予想」が含まれますが、これらに限定されません。

ASC 360-10-35-23では、「長期性資産又は資産は、識別可能なキャッシュ・フローが他の資産及び負債のキャッシュ・フローから概ね独立している、最も低いレベルで他の資産及び負債とグループ化されなければならない」と述べられています。このような組み合わせを資産グループといいます。

資産グループには、ASC 360-10の適用範囲に含まれる長期性資産だけでなく、売掛金、棚卸資産、耐用年数が確定できない無形固定資産、のれんなどのその他の資産も含まれる場合があります。ASC 360-10-15-5は、ASC 360-10の適用範囲に含まれない資産の一覧を示しています。なお、ASC 360-10は、PP&E、耐用年数が確定できる無形固定資産 (例えば、顧客関係、技術、ブランド、及び商号)、使用权 (ROU) 資産といった、その他のGAAPの適用範囲に含まれない長期性資産に適用されます。



長期性資産（資産グループ）の回収可能性をテストするために、企業は、資産（資産グループ）の帳簿価額と、資産（資産グループ）の使用及び最終的な処分から生じた割引前の正味キャッシュ・フローを比較します。割引前キャッシュ・フローの利用は、一般的に長期性資産（資産グループ）は減損の可能性が低いことを示していますが、消費者の要求する気候関連の取り組みを支援する企業の事業活動の変化に基づき、割引前キャッシュ・フローの見積りが減少する場合には、長期性資産（資産グループ）が回収できない可能性があります。例えば、機械が環境に配慮していないと判断され、企業及び消費者の送付が気候関連の取り組みに力を入れた結果、関連製品の需要が減少した場合、最終的に機械を処分した場合に発生すると期待される正味キャッシュ・フローは減少する可能性があります。したがって、予想残存価額の下落により、資産（資産グループ）が減損する可能性があります。

企業が長期性資産（資産グループ）の回収可能性をテストするために将来キャッシュ・フローを見積る場合、そのような見積りには、(1) 資産（資産グループ）に直接関連する将来のキャッシュ・フロー（キャッシュ・フローから関連するキャッシュ・アウトフローを差し引いたもの）と、(2) 資産（資産グループ）の使用と最終的な処分の直接の結果として生じると期待される将来キャッシュ・フローのみを含めるべきです。将来のキャッシュ・フローを見積るには、企業はキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローの両方を考慮しなければなりません。なお、ASC 360-10-35-30では、「キャッシュ・フローの見積りを作成する際に用いられる仮定は、企業が比較可能な期間に使用する他の情報（例えば、内部予算及び予測、インセンティブ報酬計画に関連する見越計上又は他者に伝達される情報）を作成する際に使用される仮定との関係において妥当であるべきである。」と述べられています。

またASC 360は、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額を回収するための代替的な方策を検討する際に、企業が確率加重アプローチを適用することが有用である可能性を示しています。このようなアプローチは、企業が気候関連の取り組みの結果として採用する可能性のある代替的な方策を検討している場合に有益です。

企業は、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が回収不能であると判断した場合には、当該長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が公正価値を超える部分について減損損失を認識することにより、減損テストの次のステップを実施します。次に、その金額をASC 360-10の範囲内にある長期性資産に割り当てます。ただし、ASC 360-10-35-28に従って、グループの個々の長期性資産に配分される損失は、その公正価値が不当なコストと労力なしに決定可能である場合はいつでも、その資産の帳簿価額を公正価値以下に減額してはなりません。

これに対し、企業が長期性資産（資産グループ）が回収可能であると判断した場合には、当該資産（資産グループ）の帳簿価額が公正価値を上回っていても、減損損失を認識しません。企業は、減損損失を認識するかどうかにかかわらず、トリガーの存在が、その長期性資産の耐用年数又は残存価額の変動を示しているかどうかを検討すべきです。例えば、ある資産（資産グループ）が減損していないにもかかわらず、より環境に配慮した資産が使用されるにつれて段階的に廃止されるため、当初の目的の範囲では使用されないと企業が判断する場合があります。その場合、企業は資産（資産グループ）の耐用年数及び減価償却費の見積りを適宜修正しなければなりません。

企業は、影響を受けた長期性資産が売却、放棄又はその他の方法で処分されると結論付ける場合があります。ASC 360-10-35-43に基づき、ASC 360-10-45-9に定める売却目的で保有する基準を満たしている場合、企業は資産（資産グループ）を「帳簿価額又は売却原価控除後の公正価値のいずれか低い価額」で測定することが求められます。このような資産は、使用されなくなった時点で処分されます。しかし、ASC 360-10-35-49に示されているように、「一時的に遊休化した長期性資産は、放棄されたものとして会計処理してはなりません」。さらに、ASC 360-10-35-48では、「長期性資産が使用されなくなった場合、当該資産の帳簿価額は、もし存在すれば、残存価額と同額でなければならない」と述べられています。

## のれん

企業は、気候関連の取り組みを支援するための事業活動の調整を継続する場合には、そのような調整が、1つ又は複数の報告単位ののれんの減損テストを年1回のテスト日の間に行うことを要求するトリガー・イベントを引き起こすかどうかを検討すべきです。加えて、企業は、年1回のテスト日の間にトリガーとなる事象を識別しない場合であっても、のれんの減損テストを年1回実施する際には、気候関連の取り組みと事業運営への影響を考慮すべきです。

ASC 350-20-35-28から35-30に基づき、企業は少なくとも年1回、又は「報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が高い事象が発生、又は状況が変化した場合に、毎年のテストの間において、報告単位レベルでのれんの減損テストを行うことが要求されています。ASC 350-20-35-3 Cは、そのような閾値を満たす可能性のある事象及び状況の例を示しており、年1回のテストの間にのれんの減損テストを実施しなければなりません。これには、「一般的な経済状況の悪化」、「企業の製品又はサービスの市場の変化」、「キャッシュ・フローのマイナス又は減少、実績又は計画収益、関連する過去の期間の実績及び予測結果

と比較した収益の減少等の全体的な財務業績」、及び「該当する場合、株価の持続的な下落(絶対値と同業他社との相対値の両方で考慮)」が含まれます。

直近の定量的評価の時点で(公正価値が帳簿価額を上回る)クッションが小さい報告単位は、一般的に減損の影響を受けやすく、減損のリスクが高い報告単位ののれんに関して過去に開示されている可能性があります。

企業は、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が高いか否かを判断するために、関連する事象又は状況を定性的に評価することを選択することができます。あるいは、定性的評価を省略し、のれんの減損テストのステップ1に直接進むこともできます。テストのステップ1において、企業はのれんを含む報告単位の帳簿価額と公正価値を比較し、超過部分について減損損失を認識します。

2017年1月、FASBはASU 2017-04<sup>7</sup>を発行し、のれんの減損テストのステップ2及びのれんの暗示的公正価値の算定要件を廃止しました。ほとんどの企業がASU 2017-04の規定を採用していますが、当該規定はすべての企業に適用されるわけではありません(例えば、特定の民間企業や非営利団体)。ASC 350-20-35-18はASU 2017-04に取って代わられるため、ASUを採用した企業は、ステップ2が完了していない場合には、減損の「最善の見積り」を計上することができなくなり、ステップ2が完了した場合には、次の報告期間に修正を認識することになります。

定量的評価を実施する場合、企業は一定の事業及び評価の仮定を作成しなければなりません。企業が公正価値の測定を行うためにインカム・アプローチを用いている場合、将来の財務情報を作成する際に判断し、気候関連の取り組みの影響及び消費者行動の潜在的な変化を考慮しなければなりません。例えば、ある企業が製造施設を閉鎖し、より環境に配慮した設備を新たに建設する計画を有しているとします。このような場合、企業は事業の前提として、現在の製造施設を閉鎖するための費用を含め、これらの計画の影響を考慮すべきです。企業の事業の変化に関する不確実性と、企業の気候関連の取り組みを支援するためのそれらの変化の影響についても考慮しなければなりません。企業は、これらの事業及び評価に関する仮定の最善の見積りを使用することが期待されます。

<sup>7</sup> FASB 会計基準第2017-04号「のれんの減損テストの簡素化」

さらに、企業が公正価値の測定を行う際にマーケット・アプローチを使用している場合には、事業又は同業他社の変化が、使用する適切な倍率や取引の識別能力に影響を及ぼすかどうかを考慮すべきです。企業は、定量的評価を実施する際に、評価専門家との協議が必要となる場合があります。

ASC 350は、民間企業及び非営利団体に対するのれんの事後的な測定のための代替的な会計方針を示しています。代替的な会計方針を採用している企業には一定の差異が存在しますが、そのような企業はトリガーとなる事象が発生した場合、のれんの減損テストを実施する必要があります。

## 棚卸資産

ASC 330では、企業は棚卸資産を、現在の状態及び場所に至るまでに必要な費用で最初に評価することを要求しています。企業は通常、先入先出法又は後入先出法（LIFO）のような許容可能な原価フロー方法を用いて原価を算定します。LIFO又は売価還元法（RIM）以外の方法で測定した棚卸資産は後に、原価又は正味実現可能価額（すなわち、完成、廃棄及び輸送の合理的に予測できる費用を差し引いた通常の営業過程における推定販売価額）のいずれか低い方の価額で評価されます。ただし、LIFO又はRIMを使用して棚卸資産を測定する場合は、後に低価法で評価されます<sup>8</sup>。

棚卸資産の正味実現可能価額を見積る際には、経営者は関連するすべての事実及び状況を考慮する必要があります。特定の気候関連事象が発生した場合には、正味実現可能価額の見積りに重大な影響を与える可能性があります。例えば、山火事は農作物に大きな損害を与える可能性があり、洪水は倉庫に保管されている商品に大きな損害を与える可能性があります。加えて、企業の事業は、特定の州におけるビニール袋又はストローの使用禁止、エアロゾル缶に関する新たな規制、又はより伝統的な白熱灯の需要に悪影響を与えたLEDライトに対する消費者の嗜好の変化など、環境問題に関連する新たな規制、顧客の嗜好、又は企業自身の取り組みによって影響を受ける可能性があります。

歴史的には、規制の変更は企業がそのような変更にも備えるための十分な事前通知を伴うものが一般的であり、消費者の行動の変化は多くの場合、緩やかなものでした。しかし、現在サステナビリティ及び環境問題に焦点が当てられており、規制措置及び消費者行動の変化の両方が、将来、より迅速かつ頻繁に起こる可能性があります；したがって、企業は、そのような潜在的な動向及び関連する棚卸資産価値への影響を注意深くモニターすべきです。

## 税金

環境に関する変化をもたらすような法律改正（例えば、特定の環境税額控除の廃止又は導入）の税効果を予測すべきではありません；むしろ、企業は税法の変更を、その変更が施行された期間に計上すべきです。

8 ASC 330-10-20では、市場を次のように定義しています。「低価法という用語にあるように、市場価額は、次の両方の条件を満たす場合に限り、現在の再取得価額（場合によっては、購入又は複製によって）を意味します。

a. 市場価額は正味実現可能価額を超えてはならない。  
b. 市場価額は、標準的な利益を差し引いた正味実現可能価額を下回らないものとする。

## 2022クリーンエネルギー控除及びインセンティブを提供するための法律

半導体生産のための有益なインセンティブの創出に関する法律（「CHIPS法」として知られる）及び2022年のインフレーション抑制法（併せて「法律」とする）は、計算を修正し、既存の控除の適格期間を延長する一方で、多数の新しいクリーンエネルギー税額控除を導入しました。同法律はまた、直接支払の選択（還付可能控除）又は譲渡可能な選択（譲渡可能控除）のいずれかの控除利用の新しいオプションを含んでいます。Deloitte Tax LLPの[タックスアサート「2022年インフレーション抑制法におけるクリーンエネルギー控除及びインセンティブ―詳細と考察」](#)及びそのレポート「[先進エネルギー安全保障：インフレーション抑制法におけるサステナビリティ関連税制規定](#)」をご参照ください。

控除利用の新しいオプションは、以下のESG関連の税額控除を企業の財務諸表に計上する方法に大きな影響を与える可能性があります。

- **還付税額控除**：企業が、税額控除を直接税の支払として扱い、課税所得がない場合であっても当該支払の還付を受けることを選択することができる場合（すなわち、それ以外の場合、当該企業は損失状態にある。）、税額控除はASC 740の適用範囲外となる還付可能な控除であると考えます。詳細はデロイトのロードマップ[所得税のセクション2.7](#)をご参照ください。

米国会計基準には、企業が受けた政府支援の会計処理又は開示に関する特定の権威あるガイダンスはありません。したがって、実際には多様であり、米国会計基準の下では、政府支援を説明するための異なるモデルが使用されてきました。CARES法の下における政府支援の会計処理に関するより詳細な議論については、[ASU 2021-10<sup>9</sup>](#) 及びデロイトの2020年4月9日（2020年9月18日更新）[Heads Up](#)をご参照ください。ESG関連の還付可能な税額控除の会計処理は、一般的に、そこで議論されているモデルと一致しています。

- **譲渡可能な税額控除**：譲渡可能な税額控除とは、適格納税者が、当該税額控除又はその一部を無関係の納税者に譲渡又は売却することを選択できるものをいいます。企業が所得税額控除の全部又は一部を使用するのに十分な課税所得がない場合、又は控除の使用に複数の課税年度を要する可能性がある場合には、企業は、控除を売却することにより、より良い経済的利益（すなわち、現在価値便益）を得ることができます。

どのような意図であれ、控除(1)は、それを発生させた企業又は譲渡された企業のいずれかの所得税の負債を軽減するためにのみ使用することができ、かつ(2)政府による返金が不可能である場合、控除はASC 740<sup>10</sup>の範囲内にとどまるべきであると考えます。

このような状況では、控除が発生した企業は、ASC 740の認識及び測定基準に従って、最初に控除を認識し、測定します。所得税額控除が現在納付すべき所得税を軽減しない範囲で、企業はASC 740-10-30-18に引用されている収入源と整合的な方法で、繰越分のDTAを認識し、実現可能性を評価します。我々は、そのような評価は、一般的に、通常の営業過程（すなわち、企業は関連するDTAを実現するための基礎として原債権を売却する能力を考慮しません。）を前提としていると考えますが、FASBスタッフへの専門的な問い合わせに基づき、実現可能性を評価する際に、予想される売上収益を考慮することも許容されると理解します。

企業が後に、所得税控除を売却する場合、我々は、同じくFASBスタッフへの専門的な問い合わせに基づき、売却による収益及び結果として生じる損益を税務ポジションの構成要素として反映することが最も適切であると理解します。

<sup>9</sup> FASB 会計基準更新第2021-10号「政府支援に関する企業による開示」。

<sup>10</sup> 当社は、ASC 740の範囲内で控除を会計処理することが最も適切であると考えており、これはFASBスタッフから受け取ったフィードバックとも整合しているが、控除が発生させた会社が控除を収益化するために課税所得を必要としないため、会社が払い戻し可能な控除と同様の方法で譲渡可能な控除を会計処理することも許容されると考えている。

あるいは、売却は、認識及び測定に関するASC 740のガイダンスに従って認識された所得税額控除に対するDTAの帳簿価額と受けとった収益との差額について、税引前利益に認識される損益によって、他の資産の売却と同様に扱うことができると考えます。

譲受人の考慮事項:譲渡可能な控除を購入する企業は、一般的に、(1) 購入した税額控除額のDTAと、(2) ASC 740に従って認識された支払額とDTAとの差額の繰越控除を記録すべきです (このような繰越控除は繰延納税義務を表すものではありません)。繰越控除は、関連するDTA (すなわち、税額控除が確定申告で使用されるため)の実現時に認識される繰延税金費用に比例して取り崩され、所得税の実現として認識されます。

## 税資本構造

特定の税額控除 (一般的には投資税額控除 [ITCs]) を収益化するために、適格資産 (例えばクリーンエネルギーを生み出すもの) のスポンサーがタックス・エクイティ投資家と提携することがあります。このような状況では、通常、パススルー企業は次のように設定されます。投資家は、適格資産によって発生する税額控除及びその他の税制上の特典 (例:減価償却) と引き換えに初期投資を提供することができます。リターンは投資家への分配として扱われ、スポンサーは純資産のより大きな割合を保持し、開発者が控除やその他の税制上の特典を収益化できるメカニズムを効果的に提供します。実際には、税資本構造に関連するこの不均衡な損益配分を会計処理することは、しばしば簿価清算 (HLBV) 手法を反映します。デロイトのロードマップ [持分法投資及び合併事業のセクション5.1.2](#) で議論されているように、ITCsを含むHLBV持分法による損益の認識に関連する実務上の多様性があり、これはフロースルー方式又は繰延方式の下でITCsを扱う選択に依存しています。<sup>12</sup>

## 提案されたASU及び比例償却法

2022年10月、FASBは、税に特化したストラクチャーへの投資に対する比例償却法の適用を拡大する [ASU案<sup>13</sup>](#) を公表しました。現在、会計処理の方法は、特定の適格低廉住宅プロジェクト投資のみに限定されています。しかし、提案されたASUは、主に税額控除やITCsを含むその他の税制優遇を受けるために行われる投資、具体的には従来ESGに焦点を当ててきた特定の投資の会計処理に影響を与えると予想されます。比例償却法では、ASC 323-740に記載されているように、適格プロジェクトへの投資は持分法投資として扱われます。その後、投資家は、受け取った税額控除やその他の税制上の特典に比例して、投資の初期費用を所得税の経費ライン項目を通じて償却します。

会計処理の詳細については、デロイトのロードマップ [所得税のセクション12.4](#) をご参照ください。

## 評価性引当金

環境への取り組みの結果として、企業が収益性にプラス又はマイナスの影響を与えるような事業の変更を行い、又は計画する場合、そのような変更がASC 740に基づく所得税会計にどのような影響を与えるかを考慮すべきです。例えば、当期利益又は実際の損失発生額に、予想利益の減少又は将来の損失予測を加味したものが、(1) 企業のDTAの一部又は全部が実現可能である可能性が高いかどうかの再評価、及び (2) 評価性引当金を認識する必要性が生じる可能性があります。企業はまた、関連するDTAを完全に実現するために適切な性質の十分な収入があるかどうかを評価するために、発生した損失の性質 (すなわち、資本金又は営業) を考慮する必要があります。このような評価は、現在及び予測される将来の収益性の変化が、実際には近年の累積損失をもたらしているか、その結果として生じることが予想され、かつ、企業が環境への取り組みの影響を考慮する前に安定的な収益履歴を有していない場合には、特に困難となる可能性があります。

<sup>11</sup> 企業の方針が税引前利益に損益を反映するものである場合、関連するDTAの実現可能性を評価する際に、予想される収益を考慮することは適切ではありません。

<sup>12</sup> ITCの2つの会計方針は、ASC 740-10-25-46で扱われています (デロイトのロードマップ [所得税のセクション3.5.9](#) の議論をご参照ください)。

<sup>13</sup> FASBが提案する会計基準の更新、投資—持分法及び合併事業 (トピック323): 比例償却法を使用した税額控除構造への投資の会計—FASBの新たな問題タスクフォースの総意。

## リース

### 使用権(ROU)資産の減損(借手の会計処理)

ROU資産の減損は、企業が現在のリースを破棄し、環境的に持続可能なPP&E (例えば、企業が本社又は製造施設の所在地の変更を決定した場合)のリース契約を選択した結果として発生する可能性があります。このような決定は、当初の基礎となるPP&Eから得られると予想される将来のキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

ROU資産は、ASC 360の減損及び処分のガイダンスの対象となります。したがって、借手は、他の長期性資産の取扱いと整合的な方法でROU資産の減損テストを行う必要があります。ASC 842-20-35-9に従って、「借手は、ROU資産が減損しているかどうかを判断し、360-10-35に従って長期性資産の減損又は処分に関する減損損失を認識しなければならない」。したがって、ROU資産の減損分析は、保有・使用している長期性資産の分析の一部として含まれることになります。

ASC 842-20-35-10に従い、減損したROU資産は、帳簿価額 (減損後) から償却累計額を控除した金額で測定する必要があります。その後のROU資産の償却 (オペレーティング・リースとファイナンス・リースの両方) は、借手が原資産を使用する権利の残りの経済的便益の消費を予想する、代表的な別の方法がない限り、定額法で行われます。

企業は、リース資産又はリース・ポートフォリオの再評価を実施する場合は、リース資産の使用を中止する決定が、会計上の観点から資産の放棄に該当するか否かを検討する必要があります。企業の結論は、回復可能性テストを実施するトリガーイベントとなる場合があります。放棄されたとみなされるリース資産については、企業は、残存リース期間中のいかなる時点においても、当該リース資産をサブリースする意思及び能力を有してはなりません。したがって、企業は、残存期間の長いリースを評価する際には、より高い判断を要求される場合があります。資産を将来のいずれかの時点でサブリースする意思及び能力を有する企業は、資産の放棄を検討することはできません。詳細については、Deloitteのロードマップ [リースのセクション](#) 8.4.4.2をご参照ください。

### 将来の経済的便益がない資産及びリース正味投資未回収額の減損 (貸手の会計処理)

技術の進歩、顧客の嗜好、およびステークホルダーの関心の高まりの結果、一部の事業体は、旧式で効率の悪い機器から環境に優しい代替品(例えば、ハイブリッド車や電気自動車、ソーラーパネルを備えた建物、エネルギー効率の高い製造設備)へと移行しています。より望ましくないPP&Eの貸手として活動する事業体は、当初予想されていた将来の経済的便益がもはや期待されない資産を保有している可能性があります。

貸手は、販売型または直接金融リースを締結すると、原資産の認識を中止し、新たな資産を代わりに記録します。新たな資産または「正味投資未回収額」は、(1) ASC 310に基づく受取リース料の合計と、(2) ASC 360に基づく無保証残存資産の現在の価値の二つの要素で構成されています。正味投資未回収額には二つの要素がありますが、ASC 842では、貸手に対して正味投資未回収額を一つの要素として減損を評価することを要求しています。リースに対する正味投資未回収額は、通常、売掛金(すなわち、保証されていない残差はしばしば重要ではない)から構成されているため、ASC 310に基づき金融資産として会計処理する必要があります。貸手の純投資は、適用される指針に従って減損の有無をモニターする必要があります。ASC 842-30-35-3に示されているように、貸手は、「残存リース期間中及び残存リース期間終了後のリース債権及び無保証残存資産」から受け取ると予想されるキャッシュ・フローを減損分析に含める必要があります。したがって、これらのキャッシュ・フローには、貸手が原資産を第三者に再リースまたは売却するために受け取ると予想される金額を含める必要があります。

予想される消費者需要の減少や規制の変更等により、リースによる期待される経済的便益が減少する場合には、貸手は、原資産の残存キャッシュ・フローを変更する必要があるかどうかを判断する必要があります。リース期間終了後に当該資産から発生すると見込まれるキャッシュ・フローが減少した場合には、減損が発生する可能性があります。詳細については、Deloitteのロードマップリースのセクション9.3.7.5をご参照ください。

## 組み込みリースを含む可能性のあるエネルギーサービス契約

環境と企業の説明責任への関心が高まった結果、多くの企業が、先行投資を抑制しながら環境のサステナビリティを最大化するために、現在の事業を変革する方法を積極的に模索しています。一般的になりつつある方法の1つに、エネルギーサービス契約(ESA)の使用があります。ESAは、多くの場合、事前の設備投資を伴わずに効率的な新しい設備のメリットを得ることを可能にする「オフバランス金融ソリューション」として販売されています。ESAの一般的な期間は5年から15年の間です。ESAの下で、ベンダーは企業の現在のエネルギーインフラを分析し、エネルギー消費のレベルを把握します。この評価は、ベンダーが削減を約束する「ベースライン」のエネルギー消費を形成します。

ESAに関連して様々なサービスを提供するだけでなく、ベンダーは企業の既存のエネルギーインフラ(例えば、HVACシステム、ボイラー、電球など)の全てまたは一部を効率が高く環境的に持続可能な新しい設備に置き換えることがよくあります。通常、ベンダーは新しい機器とその設置に関連する費用を負担し、機器の所有権も保持します。多くのESAでは、契約期間中、ベンダーが必要な保守費用を支払います。ベンダーへの支払いは、一般的に企業の実際のコスト削減額に基づいて行われます。たとえば、実際のコスト削減額の割合、または企業のコスト削減額にリンクする計算式に従って行われます。

ESAの適切な会計処理を決定するために、企業は、契約に原資産の組込リースが含まれているかどうかを検討する必要があります。ASC 842-10-15-3に示されているように、「契約が、対価と引き換えに一定期間、特定された有形固定資産(特定された資産)の使用を管理する権利を移転する場合、契約はリースであるか、またはリースを含むことになります。ASC 842-10-15-4では、「管理」の概念が拡大されており、「契約が識別された資産の使用を管理する権利を移転するかどうかを決定する... 企業は、利用期間を通じて、顧客が次の両方を有しているか否かを評価しなければならない。」「識別された資産の使用から実質的にすべての経済的便益を取得する権利」、および「識別された資産の使用を指示する権利」と述べられています。企業は、契約にリースが含まれているかどうかを判断しなければなりません。サービス契約に組込リースが存在することを示す重要な指標は、サービス提供者が当該企業に当該機器の管理権を移転する状況です。多くの場合、ESAにはリースが含まれると考えられますが、これは、ESAが実際に機器をいつどのレベルで使用するかを企業がコントロールできるからです。

ESAの条件に基づき、リースが存在すると結論付けた場合、企業は、リース区分を確認し、関連するROU資産及びリース負債を計算できるように、リース料を決定する必要があります。多くのESAでは、企業がベンダーに支払うのは、月ごとに異なるエネルギーコストの節約分のみです。表面的には、これは完全に変動するリース支払ストリームのように見えるかもしれませんが、その結果、リース負債が発生せず、したがってリース開始時のROU資産も発生しません。ただし、企業は、これらの支払又はこれらの支払の一部が実質的な固定支払を構成するか否かを決定するために、ESAの具体的な条件を考慮する必要があります。したがって、ASC 842-10-55-31「実質的な固定支払とは、形式的には変動性を含むように見えるかもしれないが、実際には避けられない支払である」とあり、これらの支払は固定支払と区別がつかないため、ROU資産及びリース負債の計算において考慮される必要があります。ただし、すべての支払額が変動すると判断される場合には、リース会計の観点から、企業はROU資産又はリース負債を計上しません。ESAの変動要因はESAごとに異なる可能性があるため、ESAの変動要因を決定する際には、ESAの変動要因を理解することが重要です。関連する考慮事項には、顧客に最小使用要件があるかどうか、ベンダーがPP&Eのパフォーマンスに基づいた真の経済的なマイナス面にさらされているかどうかが含まれます(例えば、PP&Eが事前定義された効率基準を満たしていない場合の下方リスク)。また、一般的に、大量の機器が導入されパフォーマンスを総合的にモニターされるため、ポートフォリオの考慮も必要になる可能性があります。

ESAの人気が高まり、進化し続ける中で、企業は適切な会計処理についてアドバイザーに相談することが推奨されます。

## 仮想電力購入契約（VPPA）

物理的な電力購入契約(PPA)は、公益事業業界では一般的であり、事業者が、契約した長期間に亘って、発電設備から出力される将来の電力を所定の価格で確保できる手段です。これらの契約は、GHGの排出をもたらす伝統的な発電のためのものでも、再生可能エネルギーのためのものでもどちらでも可能です。従来のPPAの下では、購入者は発電施設で発電された電力の所有権を取得し、その電力を自らの事業のために使用するか、二次市場で販売するかのいずれかです。

仮想PPA（VPPA）は、近年、企業が再生可能エネルギー市場を支援し、従来の電力源からの電力使用を相殺し、現在の電力構造を大幅に変更することなく利害関係者のクリーンエネルギー目標を達成することができる柔軟なツールとして登場している。

風力発電所などの再生可能エネルギー施設の所有者は、再生可能エネルギー証明書 (REC) を受け取る権利があります。付与されるRECの数は、通常、適用する規制当局によって決定された発電計算式に関連付けられています。これらのRECは、生産者が保管することも、流通市場で販売することもできます。VPPAでは、購入者は再生可能エネルギー施設によって発電された電力を保有することができないが、その代わりに、購入者は、当該施設に対して契約期間の各年に発行されたRECのすべて又は所定の量を合意された価格で受領し、また、取引される電力部分が財務的に決済されます。RECは、再生可能エネルギーのポートフォリオ基準を満たすために利用することもできれば、単に廃止することもでき、その結果、購入者の環境のサステナビリティ目標に貢献することができます。

VPPAを評価する際には、企業は契約の具体的な条件を考慮し、VPPAがASC 810-10-55-17で定義された変動持分であるかどうかを判断する必要があります。VPPAが変動持分であると企業が結論付ける場合には、企業の購入者が再生可能エネルギー施設の所有者を連結する必要があるかどうかを判断するために、ASC 810に記載されているガイダンスも考慮する必要があります。



購入者はまた、VPPAが再生可能エネルギー施設を構成する原資産のリースであるかどうかを検討する必要があります。ASC 842-10-15-3に基づき、「契約が、支払いと引き換えに一定期間、特定された有形固定資産(特定された資産)の使用を管理する権利を移転する場合、契約はリースであるか、リースを含む」。VPPAにリースが含まれているかどうかの判断は、企業は、ASC 842-10-15-4に定義されている原資産(すなわち、再生可能エネルギーとRECの生産に使用される資産)を支配する権利を有しているかどうかを評価する必要があります。しかしながら、我々の経験では、VPPAは、関連する技術(例:風力、太陽光)の結果として、買い手が発電のタイミングを制御しないので、一般的にはリースを含みません。

VPPAがデリバティブを含むかどうかは、しばしば難しい問題となる。ASC 815-10-15-83に記載されているように、デリバティブは「以下のすべての特徴を有する金融商品又はその他の契約である。

- a. 基礎数値、想定元本、支払条項...
- b. 初期の純投資額。初期の純投資額がゼロ、または市場要素の変化に対して類似的な結果を持つと予想されるその他の型の契約で要求されるよりも少額
- c. 純額決済

デリバティブが存在するか否かを評価する際には、企業は、VPPAがバンドルされた製品で構成されているのか、2つの個別の構成要素(すなわち、生産された再生可能エネルギーとREC)で構成されているのかを判断する必要があります。さらに、上記のすべての基準は慎重に検討する必要がありますが、企業は、これらの取決めにおいて想定元本が存在するか否かを判断する際に重要な判断が必要となる可能性があります。例えば、そのような決定は、VPPAが最低限の生産保証を含むかどうかに影響を受ける可能性があります。担当者は、VPPAの会計処理の評価をする際に、適切な専門家およびアドバイザーの関与を考慮する必要があります。

## 保険回収額

気候関連事象に起因する損失を被る事業体は、保険の回収を受ける権利を有します。たとえば、特定のケースでは、閉鎖された施設やサプライチェーンの混乱による損失が、ハリケーン、山火事、または竜巻による財産の損害に関連している場合に保険がかけられます。さらに、事業者は、天候に関連する一定の事象のために事業が停止されたことによって生じた逸失利益を補償する事業中断保険に加入することができます。

## 保険損失

損害を受けた資産又は負債の発生に起因する損失が発生し、その損失の全部又は一部が保険金によって回収されると見込まれる場合には、保険金からの回収が見込まれる金額(認識された損失の総額を超えないものとする。)で資産を計上する必要があります。総損失額が、当初保険金の回収が見込まれると考えられた額を超える場合には、企業は、実際の追加的な填補損失又は保険金の回収を得るために発生した直接的な増分費用を超えない範囲においてのみ、超過部分を事後的に認識する必要があります。保険回収の可能性が高いという結論は、重要な判断を伴う可能性があり、すべての関連する事実と状況に基づくべきです。保険の回収が受領される可能性が高いか否かを判断するに当たり、企業は、とりわけ、保険会社の支払能力を理解し、支払可能性を評価するために特定の種類の保険金請求に関して保険会社と十分な対話及び過去の実績を必要とする可能性があります。

損失が保険によって回収可能であるかどうかを評価する際に企業が直面する可能性のあるその他の潜在的な課題には、(1)異なる保険会社からの複数の保険を含む保険の適用範囲及び制限の範囲、及び(2)保険会社が保険の適用範囲に異議を唱える場合のその範囲の理解が含まれますが、これらに限定されません。弁護士との相談も必要となる可能性があります。



SEC 登録企業に次のガイダンスが適用されます。

SAB Topic 5.Y<sup>14</sup> の脚注 49 は、保険会社によって争われる保険損失を評価するすべての企業に適用されます。

スタッフは、損害を賠償する責任がないと主張する当事者からの損害賠償請求の回収について、いかなる資産も認識されるべきではないという反証可能な推定があると考えています。その推定を覆す場合は、争われている回収記録の金額を開示し、その金額が回収可能であると結論する理由を開示する必要があります。

カバーされた損失または発生した直接増分費用を上回ると予想される回収は偶発利得を表すため、認識する閾値が高くなります。企業は一般的に保険金の実現か実現可能かのいずれか早い方で得られる保険金を認識する必要があります。これらの保険金は、保険会社が請求の支払いをし、かつ、もはや支払いに異議を申し立てなくなった時に実現されます。支払いのみでは、そのような支払が異議を申し立てられた場合、または払い戻しの対象となる場合、実現したことを意味しません。

## 事業の中断

また、気候関連の事象が発生した場合、例えば、長期にわたって電力が供給されていない場合や、市の条例により製造拠点へのアクセスできない場合などに、事業者が一時的に事業を停止することがあります。事業中断保険は、他の種類の保険とは異なり、将来の保険加入者を保護することを目的としています。すなわち、事業中断保険は、対象となる損失により財産の使用ができなくなったことにより営業を停止した場合に適用される保険であり、また、一般的には、中断期間中に発生した一定の費用及び損失の補填を目的としています。そのようなコストは、物的損害からの損失に類似している可能性があります;したがって、回収の可能性が高いと考えられる金額については、債権を計上することが適切です。営業停止期間中に発生した固定費に関連して予想される保険金の回収について債権が計上される可能性があるかどうかの評価に関して、会計監査人と協議することを推奨しています。

喪失利益の差分は偶発利益とみなされ、偶発利益が解消されたとき(すなわち、収益が実現または実現可能である)に認識する必要があります。決済交渉プロセスは複雑かつ不確実な性質を有するため、このような認識は、一般的に、最終決済時または払い戻し不能な現金が支払われる時に生じます。

## 保険金の回収区分

ASC 220-30-45-1では、事業中断保険に関するその他の損益計算書の表示分類の観点から、企業が「現行の[米国会計基準]に反しない限り、事業中断保険金の回収を損益計算書にどのように分類するかを選択する」ことを可能にしています。

ASC 230-10-45-21 Bは、キャッシュ・フロー計算書の中で、「保険金の決済に伴って発生する収入(法人が所有する生命保険契約及び銀行が所有する生命保険契約から受領する収入を除く。)は、関連する保険の対象(つまり損失の性質)に基づいて分類する。」と述べている。例えば、事業の中断に関連する請求の結果として受け取った保険金は、営業活動として分類される必要があります。

## 金融商品及び契約資産

### サステナビリティ・リンク債(発行体の検討事項)

企業の社会的責任を証明しようとする企業は、環境要因(サステナビリティ要因とも呼ばれる)に関連する負債性金融商品を発行することがあります。このような環境にリンクした債務手段には、サステナビリティにリンクした債券とサステナビリティにリンクした貸付が含まれます。構造に関しては、サステナビリティにリンクした負債性金融商品と従来型の負債性金融商品の条件はほぼ同じである可能性があります。しかし、サステナビリティにリンクした各負債性金融商品は、それぞれ異なる目的のために発行

<sup>14</sup> SEC Staff Accounting Bulletin (SAB) Topic 5.Y, "Accounting and Disclosures Related to Loss Contingencies".

され、独特な形で環境ヘリンクしています。例えば、(1) 債務者が特定の日にサステナビリティの目標指標(例:S&P Global ESG Scoresに基づく)を達成しない場合、早期償還の対象となる、(2) GHG排出削減のためにあらかじめ定められた目標を達成する場合、契約上の金利が引き下げられる、又は(3) 目標を達成しない場合、契約上の金利が引き上げられる可能性があります。キャッシュ・フローが環境要因にリンクしている負債性金融商品を発行する場合、企業は、当該契約が組み込みの特徴を有しているか、又はASC 815-15に基づきデリバティブとして区分処理する(公正価値オプションが適用されない場合) 必要のある特徴を有しているかを検討する必要があります。

ASC 815-15-25-1では、企業は、次の3つの条件が満たされる場合には、他の契約(ホスト契約)に組み込まれている特徴を個別に会計処理することが要求されています。

- 組み込みの特徴とホスト契約には、明確かつ密接に関連しない経済的特性とリスクがある。
- ハイブリッド商品(すなわち、組み込みの特徴とそのホスト契約の組み合わせ)は公正価値で再測定されず、公正価値の変動は直ちに損益として計上される(例えば、ASC 815-15-25-4またはASC 825-10の公正価値オプション選択の下で)。
- 組み込みの特徴は、個別に発行された場合、ASC 815-10に基づくデリバティブ商品として会計処理される。この条件が満たされているか否かの評価において、企業は、ASC 815-10におけるデリバティブの定義及びASC 815-10及びASC 815-15におけるデリバティブ会計処理の適用除外を考慮する。

以下は、サステナビリティにリンクした負債性金融商品に組み込まれている特徴の分析に関連する検討事項の概要です。

- **償還の特徴**—負債性金融商品には、(1) 特定の環境事象の発生または不発生、または(2) 環境指標に基づいて、支払期日の繰上げまたは延期、返済額の調整を生じさせる特徴を含めることができます。一般に、負債ホストに組み込まれた償還条項は、いずれの当事者も原資産に関連する資産を引き渡す必要がないため、ASC 815-10-15-107のガイダンスに基づき、負債ホスト契約が容易に現金に転換できるかどうかにかかわらず、デリバティブの定義を満たします。ASC 815-10-15-13およびASC 815-15-15-3に基づくスコープ例外は、通常、負債ホストに組み込まれた償還の特徴(例えば、サステナビリティに関連する特徴については、特定の範囲の例外はない)には適用されません。適用範囲の例外が認められない場合、債務者が償還の特徴をデリバティブとして分岐させる必要があるかどうかの判断は、その特徴が負債ホスト契約に明確かつ密接に関連していると考えられるかどうかに基づきます。通常、借入者は、償還条項がASC 815-15-25-42の4段階の決定順序に基づいて、負債ホストと明確かつ密接に関連しているかどうかを評価する必要があります。
- **偶発的な金利の特徴**—負債性金融商品には、(1) 借り手が特定の日までにカーボンニュートラルなどの予め定められた目標を達成した場合、契約上の金利を一定額引き下げること、あるいは借り手がその目標を達成できなかった場合、引き上げること、又は(2) 特定の環境指標に連動する指標の変化に基づいて変動することが明記されていることがあります。ASC 815-15-25-26は、金利または金利指数のみを基礎とする組み込みの特徴が、負債ホスト契約に明確かつ密接に関連していると考えべきかどうかについて述べています。本ガイダンスでは、金利または金利指数とその他の基礎(環境目標や主要業績指標など)の両方に連動している特徴を含め、金利または金利指数以外のものに連動している、またはそれらに依存している特徴は扱っていません。

現行のガイダンスの下では、一般的に、市場金利、企業の信用リスク、又はインフレに基づく一定の特徴のみが、明確かつ密接に債務ホスト契約に関連していると考えられます。したがって、環境要因に基づいて負債性金融商品の金利を調整する特徴は、通常、債務ホストと明確かつ密接に関連していないと判断され、特定の範囲の例外が利用可能でない限り、デリバティブとして分岐しなければならない可能性があります。

環境に関連する用語の多様性及びこれらの金融商品が進化の途上にある性質を考慮し、企業は会計分析についてアドバイザーと議論することが強く推奨されます。

デリバティブとして分岐が必要かどうかを判断するために、特定の組み込み機能を評価する方法の詳細は、Deloitte's Roadmapの[Section 8.4 Issuer's Accounting for Debt](#)をご参照ください。

15 この説明では、債務は反復的に公正価値で測定されないことを前提としていることに注意してください(例えば、発行者がASC 815-15-24-4またはASC 825-10の公正価値オプションを選択していない)。さらに、企業は、結論に達する前に、適用される会計上の指針に照らして、特定の特徴の条件を常に考慮する必要があります。

環境要因関連の組込デリバティブを負債ホスト契約とは別個に会計処理しなければならない場合、企業は、負債性金融商品と別個に会計処理されるものとの間で収益を適切に配分する必要があります。具体的には、ASC 815-15-30-2の配賦基準において、借手は「組込デリバティブを公正価値で計上し、当該組込デリバティブの基準と公正価値との差額として [負債性] ホスト契約に割り当てられた当初帳簿価額を [確定] する」ことが要求されています。

なお、環境要因関連組込デリバティブの公正価値の算定は複雑であり、評価専門家の関与を必要とする場合が多くあります。支払の特徴がトリガーとなる可能性と、トリガーされた場合の潜在的な金額に応じて、負債ホストに組み込まれた支払特徴の公正価値が最小になる可能性があります (例: 発生の可能性が極めて低い事象によって、金利を僅かに調整しなければならないような特徴)。したがって、実務的には、ASC 815-15の下でデリバティブとして分岐しなければならない特徴を認識するために、債務発行時に会計処理を行う必要がないことを決定し、文書化することがあります。そのような結論は、重要性に基づいて適切にサポートされる必要があります。ある特徴が開始時に最小の公正価値を有する決定は、それをデリバティブとして会計処理するという要件を否定するものではありません。したがって、そのような決定を行う場合には、各報告期間における事実及び状況もモニターし、特徴の公正価値又はその変更が重要であるか否かを評価すべきであり、したがって、米国会計基準の要件の下では、企業の財務諸表に反映する必要があります。

## サステナビリティ・リンク債 (保有者の考え)

サステナビリティ・リンク債の保有者(例えば、投資家や貸し手)は、(1) ASC 815-15又はASC 825-10に準拠して公正価値オプションを選択するか、または(2) ASC 320-10-25-1に準拠して当該金融商品を売買目的有価証券に分類することにより、当該金融商品を公正価値で会計処理することができます。サステナビリティ・リンク債が公正価値で会計処理されず(例えば、公正価値オプションを適用しない)、公正価値の変動が直ちに損益を通じて計上される場合には、保有者は、環境要因が、上述の指針及び検討の下でデリバティブとして区分して会計処理しなければならない組み込みの特徴であるかどうかを検討する必要があります。

## 減損の検討 (CECL)

環境規制の急速な進展、環境に配慮していない製品やプロセスの代替に焦点を当てた技術開発、顧客の嗜好や行動の変化を踏まえ、企業はこれらの環境関連の変化が自社の事業や信用リスクに影響を与えるかどうかを検討する必要があります。

ASC 326を適用している企業は、(1) 償却原価で計上される契約上のキャッシュ・フローを有する金融資産の貸倒損失(金融債権、満期保有目的の債券、再保険金を含む)、(2) リースに対する純投資額(オペレーティング・リース債権を除く)、(3) オフ・バランス・シートの信用エクスポージャーを認識するために、現在予想信用損失(CECL)の減損モデルを適用しなければならない。CECLモデルは発生した損失ではなく予想損失に基づいているため、ASC 326-20に基づく信用損失引当金は、(1) 損失のリスク(たとえ可能性が低くても)、および(2) 資産の契約期間にわたって予想される損失を反映しています。

引当金は、過去の損失の実績、現在の状況、合理的かつ裏付け可能な予測を考慮に入れます。CECLモデルは減損引当金を認識するための閾値を規定していないため、企業は、環境要因の結果としての規制環境若しくは技術環境、又はその両方における予想される変化の現在及び予想される将来の影響を評価し、そのような影響を各報告日における予想信用損失の見積りに組み込む必要があります。

ASC 326がまだ適用されていない場合には、新たな環境規制やその他の関連要因の影響を受ける可能性のある企業に融資する債権者は、特定の事象が発生した場合に減損の評価の必要性を評価する必要があります(例えば、企業の製造プロセスに不可欠な特定の水質汚濁物質の使用を制限する新たな規制のように、企業のキャッシュ・フローと流動性を減少させるケース)。

## 環境債務

法規制の変更は、関連する環境修復義務に直接的な影響を与える環境修復負債のタイミングとコストに影響を与える可能性があります。企業は、事業活動を行っている法域における現行の法令の変更が、環境修復義務の計上に影響を与えるかどうかを検討する必要があります。

ASC 410-30は、将来の開発の影響をどのように考慮するかを含め、見積り環境修復負債の測定に関する指針を提供しています。具体的には、ASC 410-30-35-4において、「法令及び政策の変更による影響をそのような変更が制定または採用されたとき」認識することが求められています。

例えば、法令により地下水汚染を修復することが要求されている状態で対象の環境サイトを修復し、その後、サイトが閉鎖されたと宣言する前に、定められた数年間、修復の有効性を検証するためにサイトの水質を監視することがあります。記録された環境負債は、(1) 州の法律および規則に従って修復計画を達成するために必要な残りの時間とコスト、(2) 修復後のモニタリングに関連するコスト、および(3) 特定の基準が満たされた後にサイトが修復閉鎖または(すなわち、その時点での環境負債は0である)文書を受け取るという前提に基づいています。関係する市民がより厳しい要件を要求したことを受けて、州が敷地の無期限モニタリングを含むように法律及び規則を改正した場合(つまり、サイトが正式に閉鎖されることはない)、企業は、新しい法律及び規則が施行される期間中のこれらの変更の費用を計上し、ASC 410-30に従って環境上の義務を測定する必要があります。ASC 410-30-15-3 (c) に示されているように、ASC 410-30の指針は、「経営者の単独裁量で実施され、訴訟、クレームまたは評価の脅威によって誘発されていない環境修復活動」には適用されないことに留意が必要です。したがって、ASC 410-30は、報告企業が自発的に行った環境修復活動に対する負債の認識を要求していません。将来においてそのような活動を行うための費用を負担するという決定は、企業がその計画を変更し、支出を回避することについてかなりの裁量を有するため、現在の負債を生じさせるものではありません。

## 資産除去債務

資産の不適切な使用に起因する環境負債とは異なり、AROは、長期性資産の適切かつ意図的な使用に起因する修復活動を実施するための法的または契約上の義務です。事業者は、その事業の変更がAROの再測定を引き起こすかどうかを検討する必要があります。資産の維持、耐用年数の延長、または以前の予想よりも早期の資産の放棄のための計画の変更を含む、資産の運用計画の変更をもたらす運用の変更は、除却活動に関連するタイミングを含め、資産に関連するAROの記録金額に影響を及ぼす可能性があります。

ASC 410-20は、AROの会計処理に関する関連指針を提供しており、これには、債務の公正価値の測定に用いたキャッシュ・フローの当初の見積りの時期または金額を修正するための事後的な測定の検討も含まれます。具体的には、ASC 410-20-35-8では、「割引前キャッシュ・フローの見積りの変更に伴う変更は、資産除去債務に係る帳簿価額の増減として認識しなければならない」と規定しています。

例えば、より環境に配慮した事業への移行を求める投資家からの圧力に応じて、炭素排出量の削減をコミットした企業を考えてみましょう。この削減を達成するために、企業は特定の炭素排出資産を除却し、それらをよりグリーンで低炭素の資産に置き換えることを計画しています。企業と土地所有者との間の契約上、古い方の炭素排出資産の廃止及び除去が要求され、その結果、企業がAROを帳簿に記録した場合には、企業は、(1) 炭素排出資産の早期除却が、AROを満たすために必要な除却活動に関連するキャッシュ・フローの加速にもつながるかどうかが、及び(2) ASC 410-20に従ってAROを修正する必要があるかどうかを検討する必要があります。

## 報酬契約

サステナビリティを推進する手段として、役員や従業員のインセンティブ報酬を環境指標にリンクさせている企業があります。例えば、自動車会社の役員のボーナスは、会社の電気自動車、ハイブリッド車、ライドシェアリング事業の発展によって決まるかもしれないし、金融サービス会社の役員は、再生可能エネルギーや持続可能な農業のような価値あるサステナビリティ・プロジェクトに割り当てられた資本の割合に対して報酬を与えられるかもしれませんが。このような場合、使用される特定の気候関連の指標、それらの指標に対するパフォーマンスの測定方法、およびボーナス契約の条件に応じて、様々な会計上の考慮事項が存在する可能性があります。

多くの企業が役員や従業員への報酬として現金ボーナス制度を利用しています。年間のボーナス・プランは、特定の計算式および業績目標に基づいており、年初に通知されることがある。一部の制度では、年度末まで不明な指標をもとに年間賞与額を環境目標と連動させているため、決算発表後に賞与額が確定する場合がある。さらに、従業員が契約終了や退職の場合、ボーナスは没収されることがあります。

企業は、ASC 450-20およびASC 710 (現金賞与プランがASC 718のような他の適用可能な米国会計基準の対象とならない場合)に基づき、年間または複数年の報酬契約に含まれている環境指標に関連する業績を測定およびモニターする明確な方法が必要です。これにより、企業はボーナスを計算し、年間を通してその金額を更新することができます。達成又は付与される賞与の額が不確実な場合には、企業はASC 450-20-30-1に従って金額の範囲を計算する必要があります。これは、「範囲内の額が他の額よりも適切な見積りでない」場合には、範囲内の額の下限が選択されるべきであることを示しています。企業は、目標の達成に基づく賞与を慎重に評価し、その達成の可能性が高く、合理的に見積もることができるかどうかを判断する必要があります。

企業は、予想される賞与の金額を決定した後、勤務期間を通じてその金額を認識する必要があります。この方法で報酬費用を認識することは、ASC 718で要求されているように、関連する勤務期間にわたる株式報酬契約に関連する費用を認識することと類似しています。このモデルでは、負債を発生させる事象は従業員のサービスの評価とみなされます。ボーナス負債の認識は、従業員が勤務期間の終了前に退職した場合にボーナスが支払われないという理由だけで遅延されるべきではありません。むしろ、従業員の離職率の信頼性のある見積りが可能である場合には、企業は、蓋然性のある負債を決定する際に、離職率の見積りを見積りの範囲に織り込むことができます。実際に支払われた賞与と計上された金額との差異は、会計上の見積りの変更とみなされます。詳細については、Deloitte's Roadmap *Contingencies, Loss Recoveries, and Guarantees*をご参照ください。

同様に、報酬契約は現金ではなく自社株の形で行われる可能性もあります。例えば、電力会社は、20×5年までに水リサイクル施設を新設したり、炭素排出量を200万トン削減したりするなど、環境指標に関するサステナビリティ評価ストック報酬を上級マネジメントに付与することができます。企業は、環境指標がどのように定義され、それらの指標に対する関連するパフォーマンスがどのように測定されるかを記述する計画の詳細に特に注意を払うべきです。場合によっては、企業は、この種の報酬制度を設定し評価する際に、適切な環境専門家の支援を求めることがあります。

ASC 718では、従業員の勤務期間が存在する場合、従業員が必要とする勤務期間にわたって関連費用を認識することを要求しています。業績条件のある報酬については、企業は業績条件を満たす確率を評価すべきであり、その条件が満たされる可能性が高い場合にのみ報酬費用を認識します。認識される報酬費用の総額は、最終的にはパフォーマンス状況の結果に基づきます。株式に基づく報酬取引は、ASC 718に基づく公正価値に基づく測定方法により認識されます。

また、環境に関連する要素を有する株式に基づく報酬が、サービス、業績または市場の状況以外の要素に指数化される場合、その報酬は負債として分類されることがあることにも留意します。負債区分に分類された報酬は、通常、決済日までの各報告日における公正価値に基づく測定を用いて再測定されます。すなわち、各報告期間末における公正価値に基づく負債の測定値の変化は、(1) 直ちに、または(2) 従業員の必要な勤務期間にわたって、報酬費用として認識されます。したがって、企業は株式に基づく報酬の分類を慎重に評価する必要があります。

詳細については、Deloitteのロードマップ*Share-Based Payments Awards*をご参照ください。

## 環境クレジット

### 環境クレジットとは?

このFinancial Reporting Alertの中では、「環境クレジット」という用語は、RECやその他の気候または排出に関連するクレジットと同様に、カーボン・クレジット (排出枠とオフセットの両方) などの製品を含みます。

最も一般的な意味として、カーボン・クレジットは、義務付けられた排出量上限または自主的な排出量削減目標を満たすために保有、販売、または廃棄することができる炭素換算メートルトン (MTCO 2 e) の所有権を表す市場ベースまたは法的な仕組み (またはその両方) です。カーボン・クレジットは、主に排出枠またはオフセットに区別されます。

排出枠 (「排出権」とも呼ばれる) は、規制当局がカーボンコンプライアンスプログラム (例えば、キャップ & トレード制度や排出量取引制度) で最初に発行します。1排出枠は、保有者に1MTCO 2 eを排出する権利を付与します。通常、カーボンコンプライアンスプログラムは、規制対象のすべての企業に許容される1年の総排出量とそれに対する排出枠を設定します。その後、規制当局は、規制対象企業に (無料で) 排出枠を割当てまたは競売にかけます。企業がMTCO 2 eの排出量を増減したい場合、他の企業から排出枠を購入するか、他の企業に販売することができます。これらの排出枠は、各排出枠が取引可能なMTCO 2 eを表すため、「カーボン・クレジット」とも呼ばれます。

オフセットは、大気から削減、回避、または除去されたすべてのMTCO 2 eについて、検証済みのカーボン・クレジットを設定し販

売することを目的としたプロジェクトです。これらのプロジェクトによるカーボン・クレジットは、最終的にクレジットを購入して廃棄する最終企業が排出量を「カーボンオフセット」するために使用されるため、「自主的カーボンオフセット」と呼ばれています。「自主的カーボンオフセット」は、企業がまだ削減できていない排出量を補うための自主的な排出削減目標を達成するのに役立ちます。多くのカーボンコンプライアンスプログラムでは、規制対象企業が、承認されたオフセットプロジェクトで設定されたクレジットを使用して、(排出枠や排出権の使用に加えて)排出量の一部を埋め合わせることができます。これらは「コンプライアンス・オフセット」と呼ばれています。

カーボン・クレジット以外にも、多数の「クレジット」が存在します。最も一般的な例の1つはRECであり、再生可能エネルギー資源から1メガワット時 (MWh) の電力が発電され、電力網に供給されると発行されます。

## 環境クレジットの役割

排出量を直接削減するカーボン削減プロジェクト(例えば、エネルギー効率の向上、電気自動車のフリート)に投資するとともに、企業は、自社事業やバリューチェーンの外側のプロジェクトによって発生するカーボン・クレジットを購入して、削減されていない排出量を相殺することにますます関心を示しています。このようなプロジェクトには、開発途上国における再生可能エネルギーの取り組み、森林管理と再植林の改善、低炭素農業または放牧の実践、直接的な空気からのCO<sub>2</sub>分離と隔離、およびその他の多くの取り組みが含まれます。

RECは、カーボンフットプリントを削減しようとする企業にとって重要な役割を果たします。再生可能エネルギー源の所有者はRECを受け取る権利があります。授与されるRECの数は通常、発電計算式に関連付けられている。RECを購入することで、購入者は再生可能エネルギー発電への融資と促進を支援し、その見返りとして、購入した電力からのより低いスコープ2<sup>16</sup>排出量を報告するためにRECを使用することが認められています。

## 環境クレジットの取得:人気のある取引

企業が環境クレジットを取得する方法は数多くありますが、より一般的な3つの方法について以下で説明します。

### 炭素市場

カーボンオフセットの世界市場は、環境クレジットの生成、取得、トレーディング及び追跡が可能となるよう急速に発展しています。これらの市場は主に、(1) Verra社のVerified Carbon Standard (VCS) プログラムなど先進的な基準によって認定された任意の環境クレジット、または(2) 関連する規制機関が運営するカーボンコンプライアンスオフセットプログラムのクレジットにより、提供されています。さらに、市場は、企業が活発な取引を行うこと及び環境クレジットを現金に変換することができるメカニズムとして機能しています。

これらのエコシステムの参加者の主なタイプは次のとおりです。

- 認証の規準と方法の設定、並びに環境クレジットの創出・所有権及びクレジットステータス(アクティブ/リタイア)の追跡などの登録の管理を行う規制機関、非営利団体又は営利団体。任意の基準と登録のトップの地位には、Verra、Climate Action Reserve、American Carbon Registry、Gold Standardなどがいます。オフセットを許可する各カーボンコンプライアンスプログラムは、受入れ可能なプロジェクトメソッドロジーや認証要件、信用登録、トレーディング、またはリタイアメントプロセスに関する一連の規則を指定します。
- 初回取引のために、資金を確保または提供、若しくは環境クレジットを創出または実装するプロジェクトオーナーおよび開発者。非常に大規模なプロジェクト開発ファームの数が増大しています。

<sup>16</sup> See the [EPA's Web site](#) for a discussion of Scope 1, 2, and 3 inventory guidance.



- 排出削減目標、クリーンエネルギー若しくは化石燃料に関する要求事項、義務付けられた排出規制値の達成のために、環境クレジットを必要としている企業を含む、環境クレジットの購入者および販売者。環境クレジットの購入者は、その環境クレジットのさまざまな使用目的を持つことができることに注意してください。たとえば、企業は次のことを計画する場合があります。
  - 環境クレジットを保有し、その後の年度に関係機関に、それらをレミットまたはリタイアする
  - 速やかに関連機関にクレジットをリタイアする
  - 環境クレジットのトレーディング

さらに、企業の意図する用途は、保有期間中に変更される可能性があります。

- 買い手と売り手のマッチング、スポット取引、融資、またはオフテイク契約を手配するための、複雑に絡むブローカーとマーケットプレースのプラットフォーム
- 環境クレジットのための投資プールまたは流通市場を組成する、新たに登場したファンドマネージャーや金融仲介業者

## PPAとVPPA

PPAは、再生可能エネルギープロジェクトの開発者と購入者の2者間の契約です。PPAの下では、通常、開発者は1 MWhあたりの固定価格を受け取り、購入者は、プロジェクトが電力を生産し販売するに従い、RECを受け取ります。RECの受取人（買い手）は、購入した電力から生じるスコープ2の総排出量を削減するためにRECを利用することができます。PPA契約では、物理的エネルギーも購入者に届けられなければなりません。

対照的に、VPPAでは、購入者は再生可能エネルギー源によって生成された電力の物理的な供給を受けません。代わりに、取引の電力部分は決済され、買い手が契約期間の各年に当該エネルギー源にて発生したRECのすべて、またはあらかじめ決められた量のRECを受け取ります。VPPAの詳細については、“バーチャル電力購入契約”のセクションを参照してください。[\[LINK1\]](#)

## 規制当局から直接

規制当局は、RECを含むいくつかのカテゴリーの環境クレジットを発行します。[\[LINK1\]](#) キャップ・アンド・トレード・プログラムも設定されることがあり、例えば、(1) プログラム内の規制対象からの年間GHG排出量の合計に上限を設け、(2) 上限(すなわち、排出規制値)を時間の経過とともに削減します。毎年、その年の上限に相当する量のアロワンスまたは排出権が競売にかけられたり、規制対象団体に(無料で)割り当てられたりします。前述のように、各アロワンスは所有者に1つのMTCO 2 eを排出する権利を与えます。事業者は、その年の排出量に見合う量になるまで、アロワンスを取引することができます。

## 既存のGAAPに基づく会計処理

前述のとおり、環境クレジットは米国会計基準では明示的に扱われていません。その結果、事業者は異なるアプローチを使用しており、それらをどのように会計処理し報告するかについての疑問が浮上しています。以下のセクションでは、現在実際に存在する特定のアプローチと、そのようなアプローチに関する観察について説明します。企業は、使用する適切な会計モデルを選択する際に、関連するすべての事実と状況を慎重に考慮する必要があることに注意してください。その後、そのようなモデルを一貫して適用し、重要であればその選択を開示してください。

## 資産としての環境クレジット

環境クレジットを会計処理する際、企業は、そのようなクレジットが資産に該当するかどうかを決定する必要があります。

FASBコンセプトステートメント第8号第4章では、資産を「経済的便益に対する企業の現在の権利」と定義しています。また、経済的便益を「それらを利用する企業にサービスまたは便益をもたらす能力」と説明し、「一般的には、事業体においては、経済的便益は最終的に企業への潜在的なネットキャッシュインフローをもたらす。（中略）企業の資産の経済的便益とネットキャッシュインフローの企業へ流入との関係は間接的である可能性がある」と記載されています。通常、企業が環境クレジットを販売、譲渡、または交換する能力は、そのような権利が現在存在し、企業がその権利へのアクセスを管理し、その権利が経済的便益に適用されるという証拠を提供します。



### 点と点の接続

企業は、取得した又は創出した環境クレジットが資産の定義を満たしているかどうかを評価する際に、すべての関連する事実及び状況を考慮する必要があります。例えば、マーケティングの強化、環境活動に関する公的な主張、企業の純排出量の削減の可能性は、それだけでは、FASB概念書8の第4章に記載されているような経済的便益にはならないと考えられます。したがって、これらの便益を受けることによるのみ発生する費用は資産に該当しません。

まだ比較的新しいものの、環境クレジット市場は地域、国内、国際的に成長を続けています。資産が否かの判定にあたり、環境クレジットが必ずしも取引所で活発に取引される必要があるとは考えていませんが、環境クレジットを売買可能な取引所に登録し、その結果としてネットキャッシュインフローをもたらす能力がある場合、そのような能力は、クレジットが資産の定義を満たすという結論を支持していると考えます。

企業は、環境目的に関連して発生するコストの性質を慎重に評価し、そのようなコストが、資産化及び資産計上を要求するGAAPの要件を満たしているかどうかを判断する必要があります。

## 棚卸資産又は無形固定資産のいずれかに該当する場合

環境クレジットの会計処理に実際に使用されている方法は、主に排出枠の会計処理に由来しています。何年も前に行われた非公式な業種関連の議論において、FASBとSECは、排出枠の会計処理方法として、(1) ASC 330の類推による棚卸資産モデルと、(2) ASC 350の類推による無形資産モデルの2つが許容されることを示しています。

企業の会計モデルの適用は、市場における企業の役割によっても異なります。



### 点と点の接続

実際には、企業は一般的に、環境クレジットの使用目的に基づいて会計モデルを選択しています。例えば、企業が環境クレジットの活発なトレーディングを計画している場合、企業はしばしば棚卸資産モデルを適用し会計処理を行っています。企業は、どの会計モデルを適用するのがより適切かを決定するために、基礎となる取り決めの事実と状況、および環境クレジットに関連する事業目的を考慮する必要があります。

企業はまた、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、そのようなクレジットの取扱いを考慮する必要があります。例えば、一般的に、棚卸資産として計上された環境クレジットは、「使用」または取引された時点で、販売された商品の原価として費用処理されると予想されます。さらに、棚卸資産モデルの下では、通常、環境クレジットに関連する活動がキャッシュ・フロー計算書内の営業キャッシュ・フローとして反映されることが想定されます。

企業が棚卸資産モデルを使用する場合は、原価の資産計上プロセスも考慮する必要があります。ASC 330-10-30-1では次のように記載されています。

棚卸資産の会計処理の主要な基礎は原価であり、これは一般的に、資産を取得するために支払われた価格または対価として定義されてきた。棚卸資産に適用される原価とは、原則として、物品を現在の状態及び場所に持ち込む際に直接又は間接的に発生する支出及び費用の合計をいう。取得コストや生産コストを意味すると理解されており、その決定には多くの考慮が必要である。

環境クレジットの購入者は、クレジットの取得に関連するコストを資産計上すべきかを判断する必要があります。

## 無形資産モデルによる償却

コンプライアンスプログラムや任意のプログラムに参加している企業は、環境クレジットを計上するために無形資産モデルを使用しているかもしれないが、そのモデルの下での認識と測定のガイダンスを厳密に適用していない場合もあるかもしれません。例えば、無形資産モデルを使用する企業は、環境クレジットの償却をしている場合としていない場合があるかもしれません。



### 点と点の接続

環境クレジットには、期間が有限のもの(例えば、RECの耐用年数は通常18ヶ月である)と、期間が無限のもの(例えば、カーボンオフセットには、排出量がオフセットされた年を表す「ヴィンテージイヤー」があるが、有効期限はない)があります。無形資産モデルでは、厳密には、耐用年数を確定できる資産に関しては償却することが要求されます。しかし、環境クレジットは無駄のない資産であるという意見もあります。つまり、環境クレジットが1つのMTCO 2 eの除去を表す場合、クレジットの年齢や市場価値に関係なく、企業はそれを使用して1つのMTCO 2 eを相殺し、任意のまたはコンプライアンスの目標を満たすことができます。したがって、企業は、特定の環境クレジットの償却が適切であるかどうか、適切である場合には使用する償却方法を評価する必要があります。

なお、多くの企業では、耐用年数を確定できるクレジットの償却額を計上していません。このようなアプローチは、特定の状況では許容されると考えられます。

## 減損の検討

一部の企業は、環境クレジットを、適切な減損または評価減の対象とすることができるかもしれないが、他の企業は減損の評価は必要ないとするかもしれません。後者の企業は、環境クレジットが消費される(例えば、排出量を相殺するための使用)まで、環境クレジットの意図された便益は減少しないため、そのアプローチが正当化されると考えます。したがって、これらの企業は、使用時に環境クレジットの原価を全額費用化することが適切であると考えます(例えば、関連する規制当局または登録機関でのリタイアメント)。

しかし、他の企業は、購入者が異なる種類のクレジットに対して異なる金額を支払う意思があるという事実は、クレジットの価値が固定量の排出量を相殺する能力のみに基づいていないことを示していると考えています。このような企業は、クレジットが創出されたプロジェクトの種類、プロジェクトの場所、クレジットのヴィンテージイヤー、およびクレジットを検証するレジストリなどの特性が、取得時とその後の方でクレジットの価値に影響を与える可能性があることを認識しています。



### 点と点の接続

棚卸資産モデルと無形資産モデルの両方において、企業は、環境クレジットを適切な方法による減損の対象とすべきであると考えます。これらのモデルによる減損の認識は、原資産の効用及び予想される回収可能性の変化を反映することを意図しています。

償却に関する懸念と同様に、減損モデルの実施には課題があると考えられる人もいます。これらの課題は、企業が環境クレジットを使用するという意図と、クレジットの「無駄のない」特性に起因します。例えば、企業が環境クレジットを廃止しようとする場合、市場価値の下落にかかわらず、環境クレジットを使用して1つのMTCO 2 eを相殺することができるため、減損処理が資産の有用性を適切に反映しない可能性があるとして主張する者がいるかもしれません。しかしながら、前述のように、環境クレジットに関連する企業の意図は、時間の経過とともに変化する可能性があります。

環境クレジットを資産計上する決定は、前述のとおり、FASB概念書8第4章のガイダンスに基づいており、具体的にはネットキャッシュインフローを創出する可能性に基づいています。企業は、適切な減損方法を決定する際に、予想されるキャッシュ・フロー、市場価格及びその他の要因を適宜考慮すべきです。

減損の分析を準備する際、企業は、環境クレジットがバッファプールの一部であるかどうかを考慮すべきです。一般的には、バッファプールとは「リザーブ」として保持されている環境クレジットの割合または数で構成されます。このようリザーブは、損失がバッファプール内のクレジットをリタイアメントすることで「カバー」されるため、購入者/保有者に対して、クレジットを生み出すプロジェクトの損失や損害(例えば、森林プロジェクトに関連した火災によるもの)が、クレジットの価値を棄損しないという保証を与えることが可能です。「バッファークレジット」として積み立てる環境クレジットの数は、しばしばプロジェクト・リスクによって決まるか、認証機関または登録機関によって要求される割合により決定されます。損失または損害事象が発生した場合、バッファークレジットの存在は、環境クレジットの保有者にとって実際の損失を回避または減少させる可能性があるため、直ちに減損が必要でない

か、または軽減される可能性があります。

企業は、適切な減損モデルを適用するために、利用可能な場合には、そのような指標を監視すべきです。さらに、市場インテリジェンスレポートが、特定の市場、地域、またはプロジェクトの種類における環境クレジットの公正価値に影響を与える可能性のあるマクロ経済要因を評価するための有用なデータポイントを表す場合もあります。

企業は、適切な減損モデルを適用するために、利用可能な、全ての関連するデータ及び特性を考慮すべきです。

## 環境クレジットの生産者

一般的に、生産者は、利用者と同様の方法で、環境クレジットを会計処理する際に、棚卸モデルまたは無形資産モデルのいずれかを適用します。しかし、実際には多様性があります。状況によっては、環境クレジットは、クリーンエネルギーを生成したり、持続可能な商品を生産したりする生産者の業務からのアウトプットとなりえます。棚卸資産モデルで環境クレジットを計上することを選択した生産者は、生産コストの一部を環境クレジットに割り当てることがあります。他の生産者は、そのような環境クレジットを生成するための追加的なコストは発生しないため、それらコストを割り当てないと結論付けています。



### 点と点の接続

ASC 330では、棚卸資産の原価を「物品を現在の状態及び場所に持ち込む際に直接又は間接的に発生する支出及び費用」と定義しています。無形資産モデルの下で環境クレジットを計上することを選択した生産者は、一般に、環境クレジットを内部で開発された無形資産と見なしているため、発生した関連する生産コストをすべて費用として計上します。どのコストを配分し資産計上するかを決定する際に、企業は、環境クレジットのために選択した会計モデル、クレジットの生成に関連して発生するコストの性質、および独自の具体的な事実と状況を考慮する必要があります。

## 環境クレジット負債

コンプライアンスプログラムに参加している企業の中には、一定期間の実際の排出量が、事業体が保持している環境クレジットを超えた場合(すなわち、企業は義務を満たすためにより多くの環境クレジットを取得する必要がある)に、その排出量に関連する負債のみを計上するものもあります。ただし、一部のコンプライアンスプログラム参加者は、負債を企業の総排出量に基づき計上しています。このようなモデルでは、企業の炭素排出量に関連する「グロス」負債は、必要なアロワンスの取得コストに基づいており、企業が保有する環境クレジットは、購入したアロワンスの取得コストに基づき、資産計上されています。

## カーボン・クレジット・プロジェクトへの投資

企業は、しばしば、プロジェクトが完全に開発される前、または登録された購入可能な検証済みカーボンオフセットが生成される前に、カーボン・オフセット・プロジェクト開発者と契約を締結します。このようなシナリオでは、投資企業は多くの場合、カーボン・クレジット開発会社に前渡金を支払い、その支払いの見返りとして、プロジェクトによって毎年発生する将来のカーボン・クレジットのあらかじめ決められた部分を受け取り、再販する権利を取得します。

そのようなクレジットが発行されると、企業は、受け取ったカーボン・クレジットを、排出量を相殺しようとする又は他の目的のためにカーボン・クレジットを購入しようとする、他の第三者に転売することができます。投資企業は、受け取った対価の一部(契約によって決定される)をプロジェクト開発者と共有することもでき、受領金額とプロジェクト開発者と共有された金額の差額は、多くの場合、それらの企業によって保持され、プロジェクト開発者が投資企業に対して「負っている」前受金の残高が減少します。この種の取り決めでは、プロジェクト開発者は多くの場合、最低数の炭素クレジットを提供する必要はありません。ただし、契約終了時までの期間内に、前払金残高を完全に相殺するのに十分な量の炭素クレジットが企業によって生成され、再販売されない場合、前払金の残りの部分は無利子で投資企業に返還されます。これらの種類の取り決めにはさまざまなバリエーションがあり、条件はケースバイケースで異なる場合があります。



### 点と点の接続

カーボン・オフセット・プロジェクトを含む契約を締結する場合、投資企業は契約の事実と状況を慎重に評価し、前払金をどのように計上すべきか、金融商品があるか、デリバティブがあるか、連結の影響は何か、収益に関するガイドラインが適用されるかどうか、適用される場合は収益をグロスとネットのどちらに計上すべきかなど、会計上の影響を考慮する必要があります。

## 収益: ASC 606 か ASC 610か

現在、環境クレジットに特に適用される会計モデルがないため、そのようなクレジットを販売する企業は、販売を分類するために異なるアプローチをとっている可能性があります。環境クレジットの販売によって得られた対価を収益として分類する企業もあれば、分類しない企業もあります。



### 点と点の接続

ASC 606は、FASBの他のトピックの範囲内にあるものを除き、基準で定義づけられている顧客との契約のすべてに適用されます。企業は、環境クレジットの販売が顧客に対するものであるかどうかを評価し、その取引がASC 606に基づく収益として計上されるべきか、またはASC 610-20に基づく非金融資産の売却として計上されるべきかを評価しなければなりません。ASC 606では、顧客は「対価と引き換えに企業の通常の活動の成果である商品又はサービスを得るために企業と契約した当事者」と定義されています。したがって、環境クレジットの販売取引を行う企業は、その取引が通常の活動の一環として行われているかどうかを判断し、行われている場合はその取引を収益として計上することが求められます。分析の重要な部分は、以下でさらに説明するように、企業が資産を最初にどのように計上し、なぜ該当するモデルを選択したかです。例えば、企業は、カーボンオフセットに対する需要の増加を予測し、潜在的な利益のためにクレジットを備蓄します。企業は、通常の活動の一環として将来クレジットを販売することを意図しているため、棚卸資産モデルの下でそれらを計上することを選択します。したがって、そのようなクレジットの販売はASC 606の範囲内である可能性が高く、収益として計上されるべきです。これとは対照的に、企業が利益のためにクレジットを転売することを意図せず、代わりにクレジットを無形資産として計上することを選択した場合、そのようなクレジットの販売は通常の活動過程ではなく、収益として計上される基準を満たさない可能性があります。

## 本人か代理人かにおける考慮事項

企業は、環境クレジットを取得したり、買い手と売り手の間での仲介サービスを提供したりするために、ブローカーなどの第三者と契約する場合があります。このような場合には、クレジットの販売をファシリテートする企業は、それぞれのクレジット取引ごとに、本人又は代理人として行動しているかどうかを考慮しなければなりません。複数の当事者が関与する環境クレジット取引については、企業は、顧客との他の契約を評価するのと同じ方法で、ASC 606-10-55-36から55-40までの要素を評価します。なぜなら、環境クレジットブローカーは、(1) 購入者に譲渡する前に、取引対象となる環境クレジットの法的権利またはコントロールを取得せず、(2) 購入者の指示に基づいて購入をファシリテートするのみであることが多く、クレジットの売買をファシリテートする多くのそのような企業は、本人としてではなく取引の代理人として機能しています。ただし、環境クレジットの販売または購入（もしくは両方）をファシリテートする企業は、ASC 606-10-25-25に従い、「クレジットの使用を指示し、クレジットから生じる実質的にすべての残りの便益を得ることができる」か否か決定するために、個別の取決めの性質と条件を評価する必要があります。例えば、ある企業が、カーボン・オフセット・プロジェクトまたは開発者との間で、購入者との契約を履行するために使用できる最小限のクレジットを購入する契約を結んでいる場合には、その企業は本人となる場合があります。また、購入者が、購入者の排出量の割合を相殺するために十分な数の環境クレジットを調達することを企業に要求しており、企業は、これらのクレジットを取得するためにどのソースまたはプロジェクトから選択するかを裁量権を有し、主に購入者との間でクレジットを履行する責任を負う契約を締結している場合、本人となる場合があります。

なお、企業が本人又は代理人として行動しているか否かの判断は、具体的な事実及び状況に依存し、ASC 606-10-55-36から55-40までのガイダンスを考慮して判断する必要があります。

## 環境に配慮した製品・サービス

企業は、環境に優しい又はバンドルされた製品及びサービスのための収益契約を締結することがあります。これらの取り決めには、「グリーン」または「クリーン」な商品またはサービスの譲渡が含まれる場合や、その商品またはサービスがカーボンニュートラルであるという主張や、商品またはサービスのライフサイクル中に発生する排出量を相殺するためのクレジットの購入、譲渡、またはリタイアメントが含まれる場合など、様々な形態があります。場合によっては、販売者がすでに環境クレジットを購入しており、潜在的な顧客に対し、顧客に代わってそのようなクレジットをリタイアメントする機会、または他の商品またはサービスの譲渡とともにクレジットを顧客に譲渡する機会を提供している可能性があります。その他、売り手は取引に関連して環境クレジットを購入するかもしれません。

関連する炭素排出量が販売者によってすでに相殺されている製品またはサービスは、その製品またはサービスの「汚れた」バージョンと同一であると認識されるかもしれませんが、唯一の区別は、その気候への影響が販売者によって相殺されたことかもしれない。環境クレジット（ましてや他の製品やサービスにバンドルされた環境クレジット）に関する会計ガイダンスが存在しないため、企業はこの種

の取引に対する適切な会計モデルについて疑問を提起している。



### 点と点の接続

企業は、環境に配慮した製品及びサービスに関する契約を締結する際に、(1) 基礎となる商品又はサービスに加えて別の資産を売買するか、又は(2) 単一の商品又はサービスを、環境に配慮した活動に照らしてより高いコストで売買するかを決定すべきです。

また、環境に配慮したバンドル製品やサービスの販売者は、環境戦略の一環として、顧客との約束について履行義務があるかどうかを判断する必要があります。その場合、企業は、そのような履行義務が契約における他の履行義務と区別されるかどうかを判断するために、そのような履行義務を評価すべきである。環境に配慮した活動に関する履行義務については、当該履行義務が契約上の他の履行義務と区別されるか否かにかかわらず、その収益認識のタイミングが問題となる場合がある。

## 費用化のタイミング

一部の企業は、購入時に環境クレジットを即時にリタイアメントするため、資産として計上しません。その他の企業は、サステナビリティレポートの目的のために環境クレジットを使用または相殺する意思を表明することができますが、正式にリタイアメントさせることはできません。これらは、資産として計上された環境クレジットを費用化すべき適切な時期に関する疑問を生じさせています。



### 点と点の接続

一般的に、企業は、義務的または内部で設定された目標の遵守を示すため、環境クレジットが適用機関または登録機関で正式にリタイアメントされ、企業の現在の排出量を相殺するために使用された際に、そのクレジットの認識を中止します。

企業は、環境クレジットを使用する意思を公に表明することができますが、当該クレジットは、申請が該当する機関または登録機関に提出され、その後、使用停止とマークされ、移行の取引が制限されるまで、公式に「使用停止」とはみなされません。さらに、環境クレジットに関連する企業の意図は時間の経過とともに変化する可能性があるため、環境クレジットが取消不能な形でリタイアメントされるまでは、環境クレジットは依然として譲渡可能な法的権利を表します。

資産が譲渡された状況を記述したASC 606のガイダンスは、環境クレジットの認識をいつ中止するかについての企業の評価に役立つ可能性があると考えます。

## 環境クレジットに関するFASBプロジェクト

FASBは2003年から数回にわたって環境クレジットの会計処理への対応を考慮していますが、このテーマに関するプロジェクトはまだ完了していません。

2021年6月、FASBは、将来の基準設定アジェンダ、特に財務報告の新興分野に関する幅広いステークホルダーのフィードバックを求めるために、コメント募集を発行しました。[\[LINK1\]](#)FASBはコメント募集の中で、ESG関連事項に関連する取引に係る会計上の要求事項、及びこれらに関し、不明確であったか、もしくは改善が必要であったか否かについて具体的に意見を求めました。回答者は、環境クレジットの会計についてコメントし、環境クレジットプログラムの会計と開示要件に関する具体的な権威あるガイダンスの欠如に関連する懸念を強調しました。全体として、回答した利害関係者は、コンプライアンスプログラムと任意のプログラムの両方での環境クレジットの利用拡大に懸念を表明し、特にESG関連事項への注目が高まる中、FASBは、実務上の更なる多様性を防止するために、環境クレジットの適切な会計処理に関する明確性の向上を優先すべきであると指摘しています。

ボードメンバーは、コメント募集を発行することに加えて、様々な団体が現在どのように環境クレジットを会計処理しているかをよりよく理解するためのアウトリーチを実施しました。このアウトリーチを通じて、理事会は、環境クレジットの利用者と生産者の間だけでなく、任意およびコンプライアンスプログラムで活動する団体の間でも、実際には大きな多様性があることを確認しました。

コメントの募集とアウトリーチの結果に対する利害関係者のフィードバックに応じて、FASBは2022年5月、法的に強制力があり取引可能な環境クレジットの認識、測定、表示、開示に取り組むためのプロジェクトをテクニカルアジェンダに追加することを決定しました。[\[LINK1\]](#)このプロジェクトはまた、環境クレジットの利用者と生産者、およびコンプライアンスと任意プログラムで活動する参加者の会計処理に取り組むことが期待されています。ボードメンバーは、財務諸表の一貫性は利用者に利益をもたらす、環境クレジ

ット市場内の活動は増加し続けることから、規準設定に適した時期であると指摘しています。

FASBのスタッフは、環境クレジットの独特な性質と、それに関わる取引の根底にある経済性をより代表する他の潜在的なモデルを探求したいと表明しました。このようなモデルには、公正価値会計や、既存のGAAPの外部に存在する可能性のある新しい会計モデルの作成が含まれます。

## SEC気候関連開示

前述のように、SECは登録企業の気候関連の開示にますます力を入れています。本節では、気候関連開示に関するSECスタッフのコメントと、委員会が2022年3月に発表したこのトピックに関する規則案について説明します。[\[LINK1\]](#)

### 気候変動の開示に関するSECのコメント

2010年、SECは"interpretive release"17を公表し、公開企業が既存のSEC開示要件の下で提出書類にどのような情報を含めるかを評価する際に考慮すべき気候関連の四つのトピックを特定しました。[\[LINK1\]](#)

- 法規制の影響
- 国際協定
- 規制やビジネス動向の間接的な影響
- 気候変動の物理的影響

2021年2月、当時のSEC委員長代理アリソン・ヘレン・リーは、公開企業の提出書類をレビューする際に、公開企業がSECの2010年解釈リリースと一致する情報をどの程度提供したかを評価することを含め、気候関連の開示に一層焦点を当てるよう、委員会の企業財務部門(DCF)に指示するという声明を発表しました。[\[LINK1\]](#)この指令に沿った方法で、2021年9月、DCFは(1)さまざまな業界の企業にコメントを発行し始め、(2)気候変動の開示に関する企業へのサンプルレターを発行しました。[\[LINK1\]](#)このレターは、企業固有のコメントをまだ受け取っていない登録企業への早期警告を与え、2010年の解釈リリースのガイダンスを強調し、SECスタッフが登録企業に提供する可能性のあるサンプルコメントを含んでいます。サンプルコメントは、主に登録企業のファイリングのビジネス、リスク要因、およびMD&Aセクション内の気候関連の開示に焦点を当てています。スタッフはまた、登録企業のサステナビリティ報告書における任意開示について、またそのような情報が登録企業のSEC提出書類内での重要な開示となるかどうかについて、質問しています。

2021年には、約35の登録企業が、2020年の年次報告書とその後四半期報告書における開示に関して、企業固有の気候関連のコメントレターを受け取りました。コメントには、温室効果ガス削減など、気候変動緩和を遵守するためのコミットメントに重要な資本的または運営上の費用を登録企業が必要とするか否かについての質問も含まれていました。

多くの登録企業は、コメントレターへの回答の中で、(1)コメントで言及された特定の気候関連の開示は、彼らのビジネスにとって重要ではなく、(2)気候関連開示とリスクファクターは、すでに既存の開示に組み込まれており、(3)企業の社会的責任(CSR)報告書の情報は、SECへのファイリングの利用者よりも幅広い対象者を対象としている、と述べました。言い換えれば、そのような登録企業は一般的に、従業員、顧客、サプライヤー、非政府組織、および政府がCSRレポートを使用する可能性があるが、その中に含まれるすべての情報が、SECへの提出書類における開示目的において重要ではないと考えたということです。ほぼすべてのケースにおいて、DCFは登録企業の当初回答の裏付けとして、より詳細な重要性の分析の実施を要求するフォローアップのコメントレターを発行しました。いくつかのケースでは、登録企業は、特にリスク要因に関連する、また程度は低いがMD&Aに関連する、将来のファイリングの文言を修正または拡張することに同意しました。

2022年8月から、DCFは2021年の年次報告書とその後四半期報告書において、気候開示に関する企業固有のコメントレターと回答を公開し始めました。2022年に発表されたコメントは、2021年に発表されたコメントおよびサンプルレターとほぼ一致しています。詳細については、SECスタッフからのサンプルコメントを含む、Deloitteのロードマップ[SEC Comment Letter Considerations, Including Industry Insights](#)のセクション3.1.5を参照してください。[\[LINK1\]](#)



多くの登録企業は、SECのコメントの結果として、SECへの提出書類における気候関連の開示を見直すかもしれません。登録企業の評価の一環として、(1) 気候関連のリスク、機会、および関連するビジネスへの影響の特定、(2) 気候関連情報がSECへの提出書類における開示において重要な情報であるかどうかの評価、(3) SECへの提出書類において情報が正確かつ完全であることを保証する、適切なガバナンスと開示統制および手続きがあるかどうかを判断したいと考えている可能性があります。登録企業はサステナビリティステートメントを別途発行することができますが、そのような報告書は現在のところSECへの提出書類と同程度の開示統制及び手続きは適用されません。気候関連の開示とそれに関連する管理と手続きの評価は、財務や取締役会などの関連機能を含む適切なガバナンスと経営陣からの監視を反映します。

## 気候変動情報開示に関するSEC規則案

2022年3月に提案されたSECの規則では、登録企業は、登録報告書と年次報告書における気候関連の開示を求められます。提案された規則は、財務諸表および関連する注記の開示に含まれる財務的影響を開示する際に、登録企業が以下に対処することを要求しています。

- 財務的影響の指標 - 登録企業は、(1) 気候関連の事象と(2) 移行活動の、すべてのネガティブおよびポジティブな影響を別個に開示することが求められます。これらの開示は、影響を受ける財務諸表の各項目について、その影響のすべての絶対値(すなわち、負の影響と正の影響の両方、および気候関連のイベントと移行活動の両方の絶対値)が関連する開示科目の1%を超える場合に必要となります。このような影響の例としては、混乱による収益またはコストの変化、気候関連事項(例えば、登録企業の事業変更に伴うキャッシュ・フロー予測の減少)による減損費用、上流コストの変化によるキャッシュ・フローの変化、気候関連の金融商品による支払利息の変化などがある。
- 費用の指標:登録企業は、登録企業の総費用または資産化された費用のそれぞれ1%を超える場合は、(1) 気候関連事象及び(2) 移行活動に要した費用の総額、並びにそのような事象および活動に対して資本化された総額の開示が求められます。
- 財務上の見積もりおよび仮定:登録企業は、財務諸表上の見積り及び仮定に影響を与える可能性のある気候関連の事象又は移行活動が、リスク、不確実性、またはその他の既知の要因に関連しているかどうかを開示する必要があります。

財務関連の影響以外では、規則案は、登録企業にスコープ1、スコープ2、スコープ3のGHG排出量(スコープ3が重要な場合、または登録企業がスコープ3の排出量に基づいて指標や目標を設定している場合)、気候関連のリスクと機会;気候に関するリスク管理プロセス;気候に関する指標と目標;そして、気候関連リスクのガバナンスと監督を開示することを求めています。

さらに、登録企業は、オフセットの影響に関係なく、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示しなければなりません。規則案は、カーボンオフセットを「企業のGHG排出量を相殺する目的で計算・追跡される、温室効果ガスの排出の削減または除去」と定義しています。環境クレジット、特にカーボンオフセットまたはRECを気候関連のビジネス戦略に使用する企業は、そのような使用に関する情報を開示しなければなりません。

SECの規則案では、登録企業に対して、気候関連の指標や目標を設定しているかどうか、設定している場合は、オフセットやRECの役割を含め、どのようにしてその指標や目標を達成しようとしているかを開示することも求めています。規則案ではまた、環境クレジットに起因する企業の気候関連指標や目標に向けた進捗の程度や、そのようなクレジットのソースとコスト、関連する基礎プロジェクトの説明、および環境クレジットの登録またはその他の認証について開示することを求めています。開示には、規制や市場の変化によってカーボンオフセットやRECの利用可能性や価値が縮小されるリスクを含め、そのような進捗に起因する短期的および長期的なリスクを反映する必要があります。

SECの規則案の詳細については、Deloitteの2022年3月29日付[Heads Up](#)をご参照ください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.